

1. 平成30年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成30年2月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成30年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程5 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程6 議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程7 議案第4号 郡上市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程8 議案第5号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第6号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 簡易水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程20 議案第17号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第18号 郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第19号 郡上市明宝野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程23 議案第20号 郡上市高鷲吼高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第21号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第22号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第23号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程27 議案第24号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程28 議案第25号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程29 議案第26号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程30 議案第27号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程31 議案第28号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 日程32 議案第29号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程33 議案第30号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程34 議案第31号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程35 議案第32号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について
- 日程36 議案第33号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程37 議案第34号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程38 議案第35号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程39 議案第36号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程40 議案第37号 平成29年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程41 議案第38号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程42 議案第39号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程43 議案第40号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程44 議案第41号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について
- 日程45 議案第42号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について

- 日程46 議案第43号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程47 議案第44号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程48 議案第45号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程49 議案第46号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程50 議案第47号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程51 議案第48号 平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程52 議案第49号 平成30年度郡上市一般会計予算について
- 日程53 議案第50号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程54 議案第51号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程55 議案第52号 平成30年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程56 議案第53号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程57 議案第54号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程58 議案第55号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程59 議案第56号 平成30年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程60 議案第57号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程61 議案第58号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程62 議案第59号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程63 議案第60号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程64 議案第61号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程65 議案第62号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程66 議案第63号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程67 議案第64号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程68 議案第65号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程69 議案第66号 平成30年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程70 議案第67号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程71 議案第68号 平成30年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程72 議案第69号 平成30年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程73 議案第70号 平成30年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程74 議案第71号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程75 議案第72号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
- 日程76 議案第73号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程77 議案第74号 財産の無償譲渡について（高鷲板橋集会所及び敷地）

- 日程78 議案第75号 市道路線の廃止について
 日程79 議案第76号 市道路線の認定について
 日程80 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）
 日程81 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
 日程82 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	桑原正明	郡上市民病院事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課 課 長 補 佐 加 藤 光 俊

議会事務局
議会総務課主査 武 藤 淳

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員の皆様方には大変御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより平成30年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 兼山悌孝君、10番 山田忠平君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期日程並びに会期につきましては、去る2月19日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日2月26日から3月22日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月26日から3月22日までの25日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

なお、広報紙掲載のため写真撮影を許可しておりますので、お願いをいたします。

◎平成30年度施政方針について

○議長（渡辺友三君） 日程3、平成30年度施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。本日、平成30年第1回郡上市議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様方には御参集いただき、まことにありがとうございます。

今定例会の開会に当たり御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方や新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員の皆様を初め市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、まず、市政運営の基本方針について申し上げます。

平成29年度は、「第2次郡上市総合計画」や「郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を図るため、「観光立市郡上」を政策の旗印として掲げ、各分野の皆様と横断的な取り組みを行ってまいりました。庁内組織として「観光立市郡上推進本部」を発足させ、地域資源の新たな活用策やこれからの郡上に必要な施策の方向性について検討するとともに、観光の先進地であるスイスのツェルマットへの視察研修や観光塾の開催などをいたしました。

平成30年度は、これらの取り組みをさらに一步前進させるよう、後に述べますような諸事業を強力で進めてまいります。

また、今定例会に設置条例を提案しております「郡上市産業プラザ」が、いよいよ3月末に竣工の運びとなりました。ソフト面を担う中間支援組織「郡上市産業支援センター」の設立を経て、5月に開所式を行い、本市の産業振興の拠点として本格的に稼働いたします。詳細については、後ほどの分野別施策にて説明いたしますが、市内事業者はもとより郡上市を訪れる移住希望者や観光客の皆様の御要望にワンストップでお応えし、各種支援策を提案・サポートするなど、地域産業の振興、地方創生を力強く進めてまいります。「プラザ」とはスペイン語で、都市にある「公共の広場」を意味しており、まさしく多くの人が集い、交流し、そこからさまざまな事業が展開されていくことを期待するものであります。

このほかにも、今年度、整備を進めてきました「道の駅白鳥」、「郡上市歴史資料館」、「まん真ん中広場芝生化」など、さまざまな施設・事業が完成し稼働をいたします。それぞれの設置の目的を達成すべく、適切な管理、運営に努めるとともに、市内外の皆様に郡上の魅力を発信できるよう、これらの施設を最大限に活用してまいります。

さて、国の経済状況に目を移しますと、海外経済の回復やアベノミクス施策による雇用環境の改善が見られ、また輸出の拡大や民間需要の改善により緩やかな回復傾向となっています。

こうした中、国においては、持続的な経済成長と少子高齢化対策として、新しい経済政策パッケージが昨年12月に閣議決定されました。人材の投資に重点を置いた人づくり改革と、大胆な税制と予算や規制改革等の施策を総動員する生産性革命により、経済成長と社会保障の充実を図ることで安心できる社会基盤を築こうとするものであります。本市としましても、これらの取り組みが都市部のみならず地方経済にまで好循環をもたらすものであるよう願うものであります。その動向を注視してまいります。

郡上市におきましても、「第2次郡上市総合計画」や「郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、そして「観光立市郡上」の推進の理念に基づき、人口減少対策を軸とする「産業・雇用」、「定住・移住・交流」、「子ども子育て・教育」、「地域支え合い」といった重点的な取り組みを、引き続き進めてまいります。

こうした考え方をもとに平成30年度の当初予算を編成したわけではありますが、その結果、一般会計の性質別歳出のうち、投資的経費である普通建設事業費では、郡上市北部斎苑や郡上市歴史資料館の建設、まん真ん中広場芝生化の事業、環境衛生センター堆肥化設備の更新等が完了したことにより、前年度対比12.7%、8億2,036万円減の56億2,683万円となりましたが、道路、河川等のインフラ整備に必要な事業費を確保した上で、ケーブルテレビ伝送路等の更新事業、平成30年度が最終年度となる防災行政無線の整備事業、五町社会体育施設の耐震補強及び増築工事等を計上いたしました。

また、義務的経費の人件費は、平成29年度とほぼ同額で7万円減の41億3,634万円、扶助費は1.7%、5,107万円増の31億14万円、公債費は5.3%、2億3,815万円減の42億9,727万円となりました。その他の経費の中で物件費は、観光立市郡上の施策展開に向けた観光資源のデータベースの構築等を進める観光立市郡上推進事業、観光振興2次交通対策事業、外国人観光客誘致事業等を計上しましたが、備品購入費等の減により0.6%、2,339万円減の41億7,710万円、補助費等については、市内の高校に公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者負担軽減と市内高校の存続支援を図るための高校生通学費助成事業や簡易水道事業特別会計の廃止に伴う水道事業会計への補助金、岐阜県消防操法大会開催事業の計上等により9.7%、2億1,637万円増の24億5,521万円、他会計への繰出金は13.8%、5億3,039万円減の33億2,652万円を計上いたしました。

一方、歳入のうち市税では、景気の回復傾向に伴う個人市民税及び法人市民税法人税割の税収増や、軽自動車税における新税率対象車両等の増加に伴う税収増と、家屋に対する3年に一度の評価がえによる固定資産税の減収や、たばこの健康志向の高まりによる消費本数の減少による税収減を勘案し、市税全体では49億475万円と、前年度と比べ1,390万円の減額となる歳入予算額を計上いたしました。

地方交付税についてであります。郡上市一本算定における保健衛生費、地域振興費、これは支所経費でありますけれども地域振興費、そして標準団体の面積の見直しによる経費加算の算入増は見込まれるものの、「合併算定替え特例措置」の段階的縮減が5年目となり、合併算定替えと一本算定における差額の9割が減額となることや、「地域総合整備事業債・臨時地方道整備事業債」償還費の算入終了による交付税措置額の減等の要因により、普通交付税は前年度対比5.1%、5億7,000万円減の105億円を計上いたしました。また、特別交付税については、近年の最終決定額の推移を勘案して34.5%、2億円増の7億8,000万円を当初計上し、交付税全体としては3.2%、3億

7,000万円減の112億8,000万円となりました。

次に、市債におきましては、通常債で28億350万円を計上いたしました。平成29年度予算と比較しますと1億9,650万円下回りますが、これは北部斎苑、歴史資料館等の建設、環境衛生センター堆肥化設備の更新等が完了した影響によるものであります。平成30年度においても、合併特例債等を可能な限り有効活用し、投資的事業を推進することといたしております。また、今後の実質公債費比率は若干上がる見込みを立てていますが、15%以内にとどまるものと想定をいたしております。国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は、国の総枠の減少に伴い、3.8%、3,000万円減の7億7,000万円を計上し、この結果、市債全体では5.8%、2億2,210万円減の35億7,790万円を計上いたしました。

以上の結果、平成30年度当初予算の一般会計の予算規模としては歳入歳出それぞれ281億7,700万円で、前年度当初予算と比較して3.2%、9億4,500万円の減となっております。なお、ケーブルテレビ伝送路等更新の財源に充てるため、ケーブルテレビ整備事業基金から2億5,000万円を繰り入れ、また、ホテル積翠園改修、吠高原スポーツ広場第2グラウンド改修、白鳥ふれあい創造館改修の財源に充てるため、公共施設整備基金から2億円を繰り入れることとし、財政調整基金からは一般財源の不足を補うために9億8,300万円を繰り入れることにより、予算編成したことを申し添えます。

このような方針に基づき編成した結果、平成30年度当初予算の規模は、一般会計についてはただいまも申し上げましたが、一般会計281億7,700万円、3.2%、9億4,500万円の減、特別会計137億7,715万円、12.9%、20億4,154万円の減、企業会計74億3,011万円、30.6%、17億3,896万円の増、合計をいたしますと493億8,427万円2.5%、12億4,758万円の減となりました。なお、「工業団地事業特別会計」を新たに設置し、一方、「簡易水道事業特別会計」を廃止して水道事業会計に統合することから、特別会計は大幅に減額となる一方、企業会計は大幅に増額となっております。

続きまして、「第2次郡上市総合計画前期基本計画」の柱立てに沿って、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を説明申し上げます。

最初に、1つ目の柱である「産業・雇用」についてであります。

農業を取り巻く環境は、人口の減少と高齢化の進展により、担い手、後継者不足が進行するとともに、鳥獣による農産物被害等厳しい状況下にあります。中山間地域の特色を生かした多様な取り組みにより、力強く持続可能な農業・農村の実現を目指します。

まず、担い手対策については、集落全体で考える「人・農地プラン」を核として、農地の集積・集約化を推進し、集落営農の組織化を進めます。さらに就農希望者に対し、関係機関が連携したワンストップ体制によって研修支援や指導育成を行うとともに、新規就農者の就農直後の所得確保を支援いたします。

鳥獣被害防止対策では、引き続き有害鳥獣の捕獲や恒久柵の設置、猟銃免許の取得等への助成を行い、地域ぐるみによる捕獲、防除活動を支援いたします。

また、6月には世界農業遺産の情報発信施設として、県施設「清流長良川あゆパーク」が完成をいたします。魅力ある体験学習等を展開して内水面漁業を活性化するよう、隣接する道の駅施設等と連携を図りながら、利用者の拡大と「清流長良川の鮎」のブランド力の向上に努めてまいります。

次に、森林・林業についてであります。清らかな水を育む健全で豊かな森林の保全と活用を図るため、市内の森林を木材生産林と環境保全林に区分し、減災に配慮した森林施業を推進いたします。増加した製材用原木需要に対応するため、森林経営計画の策定と作業道の整備を促進し、搬出間伐・主伐による安定的、持続的な木材生産体制の構築を目指します。また、適正な主伐と低コスト手法による再生林を推進し、効果的な森林資源の循環利用を進めます。このほか、住宅建設や木質燃料としての市内産材の利用拡大や林地台帳の整備と林地境界の明確化に取り組むとともに、森林の大切さ、木のよさを教える「木育」を推進してまいります。

また、これら農業・林業の振興を図るために、県営中山間地域農村活性化事業等により、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を持続的に進めるとともに、林道整備の計画的な実施、林道橋及びトンネル点検結果を踏まえた修繕計画の策定、治山対策事業による山地荒廃防止など、安定した森林づくりのための基盤整備の促進を図ってまいります。

畜産振興については、畜産主産地の維持・拡大を図るため、生産基盤の強化、担い手の確保に努め、安定的な畜産経営を推進いたします。子牛価格の高騰が続く中、優良資質を持つ系統雌牛の保留・導入に努め、繁殖雌牛の増頭・牛群改良を推進いたします。生乳流通の安定・競争力強化のため、美濃酪連の乳業工場施設改修を支援するとともに、畜産経営に壊滅的な影響を及ぼす口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の伝染病防止体制の強化に努めます。また、市営水沢上牧場で大繁殖しているニホンジカの駆除に取り組み、畜産農家の経営安定を推進いたします。

次に、観光振興についてであります。「観光立市郡上」を推進する施策として、地域経済の好循環を確立するため、市域全体の活性化に効果をもたらすマーケティング手法の調査研究を行うとともに、国内外の観光客に向けた観光商品づくりや、有益な地域資源の情報発信、プロモーション活動を行うため、さまざまな観光資源のデータベース化を進めます。また、岐阜大学と連携して外国人の個人観光客向けのモデルコース設定等にも取り組みます。観光振興の担い手づくりに向けては、着地型観光商品づくりやマーケティングの手法等を学ぶ観光塾の開催及びスイスのツェルマットへの課題型視察研修を行います。なお、昨年訪問いたしましたフランスアルザス地方のカイゼルスベルグとの交流については、先方においても交流に関心を示しておられることから、交流・連携の方策を探ってまいります。

また、本市の重要な観光資源である郡上おどり、白鳥おどり、拝殿踊りのさらなる振興のため、

市民参加の促進、後継者の育成、愛好者の拡大を目指して「日本一のおどりのまち郡上推進事業」を立ち上げ、児童生徒を対象とする、おどりカードの作成配布等、諸施策を展開いたします。

なお、観光振興施設整備においては、滞在型コンベンション施設ホテル積翠園の大規模改修を行い、コンベンション機能及び宿泊機能の拡充を図るほか、2019年ラグビーワールドカップキャンプ地の誘致実現等に向けて、吠高原スポーツ広場第2グラウンドの拡充・人工芝生化事業に取り組みます。また、来訪者に対するホスピタリティの向上のため、ベンチの設置や公衆トイレの洋式化整備等にも取り組んでまいります。

民間の宿泊施設のグレードアップを図るために、今年度創設いたしました宿泊施設改修支援事業については、新年度においても引き続き同額を措置して支援してまいります。

次に、産業振興については、先ほども申し述べましたが、産業支援センターを中心に、市産業プラザに事務所を置く商工会、市の商工観光部、観光連盟、交流移住推進協議会、この協議会は、4月からは一般社団法人郡上・ふるさと定住機構となる予定でございますが、この協議会等が連携して諸事業を展開してまいります。具体的には、事業者や創業を志す方からの雇用、創業等に関する相談や、移住を希望される方からの住居や就業に関する相談等にワンストップでお応えし、その取り組みをサポートいたします。また、関係機関の横断的な情報交換により新たな産業振興策を立案し実行するとともに、国、県、市、金融機関等の各種支援制度を初め、事業活動上必要とされる情報を収集し、提供するなど、事業活動等を支援してまいります。

このほか、昨今の好景気等の要因により本市でも人手不足がかつてないほど深刻な問題になっており、その対策として、本市で働き始める個人に対し新たに雇用奨励金を交付する制度を創設します。また、市内企業の情報を郡上市出身の学生に届ける取り組みを継続するとともに、小学生のうちから市内企業の様子を知る機会を提供していきます。さらに、白鳥町内において工業団地を整備し、企業誘致を具体的に進めてまいります。

観光行政に関し高度なノウハウを有する職員を育成するため、引き続き国土交通省中部運輸局観光部へ職員1名の派遣を継続いたします。

以上、「産業・雇用」の施策に22億2,898万円、一般会計同額であります。を計上いたしました。

次に、2つ目の柱である「環境・防災・社会基盤」について申し上げます。

水道事業については、平成24年度から進めてまいりました水道施設統合事業がおおむね完了し、市内59ございました施設を40施設に集約することができました。今後は、施設の適切な維持管理を行い、安心・安全な飲料水の供給に努めます。また、今年度より進めております東町配水池整備事業の完成を目指し、八幡町市街地の安定した水の供給体制を整え、あわせて防災体制の強化を図ります。

下水道事業については、施設の適切な運転及び維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めるとともに、今年度策定した「ストックマネジメント計画」に基づく事業実施を推進し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減、平準化を図ります。

また、人口減少や節水型社会への移行による汚水量の減に伴う使用料の減少など、下水道事業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっており、今後も安定的・効率的な経営を継続していくため、公営企業会計への移行準備を引き続き進めてまいります。なお、下水道事業資本費平準化債は3億4,000万円を発行し、世代間の負担の公平化を図ります。

次に、廃棄物処理事業については、郡上クリーンセンター、郡上北部クリーンセンター及び郡上環境衛生センターにおいて、各施設運営の効率化及びコスト削減に努めるとともに、適正で安全な廃棄物処理を実施いたします。また、施設統合により長年休止していた旧高鷲村廃棄物処理場の焼却施設について、老朽化による施設の倒壊を回避し、ダイオキシン等による地域住民の不安を払拭するため、施設の解体事業を実施いたします。

環境保全については、「郡上市清流長良川等保全条例」の理念の具現化のため、平成30年度は外来植物の除去活動を実施し、自然環境及び生物多様性の維持保全に努めます。また、今年度に引き続き清流環境フォトコンテストを実施し、市民の環境保全への理解と意識の高揚を図るとともに、市民を初め市内外に広く情報発信を図り、市民生活及び産業・観光の重要な資源である美しい水と緑の環境維持・保護に努めます。

次に、消防・防災についてであります。地域防災のかなめである消防団の充実強化のため、引き続き自治会や事業所等の協力を得て消防団員の確保に努めるとともに、消防施設整備計画に基づき消防団車両及び資機材等の更新や消防水利の整備を行います。また、平成30年度は、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図ることを目的とする「消防感謝祭第67回岐阜県消防操法大会」が本市で開催され、県内各地域から選抜された消防団員が、日ごろの訓練により培った消防操法技術を競い合います。出場される団員を初め、来場される皆様楽しんでいただけるよう、本市消防団等と連携し、受け入れ態勢を整えてまいりたいと考えております。

防災面では、音声告知端末にかわる情報伝達機器として、現在進めている同報系防災行政無線FM戸別受信機整備の最終年度となり、各家庭や事業所等への受信機の設置を完了し、運用を開始いたします。また、自助・共助による地域防災力向上の必要性から、自主防災会育成研修会の開催、各地域での防災訓練の実施に係る指導・支援を進めるとともに、防災資機材の購入や地域の核となる防災士の資格取得に向けた補助、郡上市防災士会の活動支援などを引き続き実施いたします。

常備消防については、消防職員の資質向上による組織強化のため、各研修会を通じ専門的な知識や技術を習得させ、現場対応力の強化を図ります。また、消防力の維持強化のため、各種消防資機材を計画的に整備・更新し、多様化する災害に対し、安全・迅速・確実な現場活動に努めるととも

に機能強化を図ります。

市民生活の安全対策としては、関係機関と連携した交通安全指導の充実、高齢者の安全運転の啓発に努めます。また、「郡上市空き家等対策計画」に基づき、適正な空き家等管理のための啓発、危険空き家の除却の推進等を図るほか、地区防犯灯の設置支援、市管理の街路灯のLED化、公共の場所等への防犯カメラの設置、消費生活相談体制の充実等に引き続き取り組みます。

次に、社会基盤整備については、平成30年度中の完成を目指している東海北陸自動車道4車線化工事を初め、国道156号大和改良や主要地方道金山明宝線「めいほうトンネル」等の国道・県道改良に係る継続事業の早期完成と、国道156号郡上大橋かけかえ、濃飛横断自動車道郡上工区八幡、和良間の早期事業化など懸案事業の推進を図るため、引き続き関係機関に対して強く働きかけを行ってまいります。

市道については、「社会資本整備総合交付金事業」等を活用した道路・橋梁の整備を推進するとともに、災害危険箇所解消に向けた河川改修や急傾斜地崩壊対策事業の実施に努めます。特に、橋梁長寿命化のための補修等については継続して実施することとし、長寿命化とあわせて安全な通行を確保してまいります。また、改良・補修に当たっては、「道路ストック総点検」による道路の路面、構造物及び付属物の調査点検をもとに、優先度を考慮しながら計画的に整備を進めます。このほか、「沿道林修景整備事業」では、市直営と自治会提案型を併用し、道路環境整備とライフライン対策の確保を積極的に進めてまいります。

次に、郡上市の豊かな自然景観や歴史的な町並み等の景観形成に対する市民意識の高揚と、郡上市ならではの魅力あふれるまちづくりを展開するため、郡上市景観計画による規制・誘導とあわせて、景観百景の認定及び活動支援事業に取り組みます。また、伝統的建造物群保存地区の無電柱化整備事業とあわせて八幡市街地の交通対策計画策定や由緒書整備事業を実施し、八幡都市計画区域の連綿と引き継がれた歴史と文化を守りながら、郡上八幡の個性を生かした自立型文化都市の創造を目指します。

住宅等の防災対策については、木造住宅を初めとした建築物の耐震化の促進とともに、昨年度新設した「土砂災害特別警戒区域内住宅建替等補助事業」により、命を守るための取り組みを推進します。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅等の適正な維持管理及び長寿命化工事を実施し、公営住宅本来の目的である住宅困窮者支援に加え移住定住の促進に努めます。

次に、公共交通については、現在策定を進めております郡上市地域公共交通網形成計画に基づき、市民の足の確保と利便性の向上を図るため、今年度、地域ごとに開催しました公共交通懇談会を継続し、今後も地域の皆様の参画を得ながら、協働して地域公共交通の維持に努めてまいります。平成30年度は、新たにバスルートの変更や新規停留所の設置等により公共交通空白地の解消を図るほか、高齢化が著しい公共交通に携わる乗務員確保のため大型免許及び二種免許の取得助成を実施い

たします。このほか、今年度導入しましたユニバーサルデザインタクシー導入支援についても継続実施いたします。また、長良川鉄道については、観光列車「ながら（鮎号・森号）」及び新たに導入する「川風号」を初めとする企画列車の充実や民間バス会社と連携した商品づくりなど、引き続き観光面での誘客による利用者の増加を図ります。

次に、ケーブルテレビ事業についてであります。地上デジタル放送の難視聴対策と都市部との情報通信格差の是正を目的として運営をしておりますが、平成16年4月に開局した郡上ケーブルテレビも14年が経過し、伝送路やセンター設備の老朽化による更新時期を迎えました。光ケーブルによる更新の要望もあり、多面的に検討した結果、3年計画で光ケーブルでの整備を行うことといたしました。これにより情報通信格差の是正を図ることができ、超高速インターネットが郡上ケーブルテレビで利用可能となります。

また、平成28年度に整備されたテレワーク拠点は、現在7つの企業が入居し事業を開始しております。平成30年度は、情報基盤を活用したドローンスクールやIoT、すなわち「Internet of Things」の人材の育成及びクラウドソーシングを生かした地域資源活用型の新たな事業創出に取り組んでまいります。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に52億7,695万円、内訳は一般会計47億4,183万円、特別会計1億1,498万円、企業会計4億2,014万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱である「健康・福祉」についてであります。

結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実させるため、結婚支援については、マリアージュ郡上結婚相談所を中心に、今年度組織した「婚活応援団」に参加をいただいている市民の皆様との協力を得ながら、結婚しやすい環境づくり、男女の出会いの場づくりに努めてまいります。

子ども・子育て支援については、「日本一住みたいまち、子育てしやすいまち」の実現を目指し、主に振興事務所や文化施設等の公共施設において、引き続き「赤ちゃんの駅」を整備するとともに、授乳やおむつ交換の場所を提供していただける協力店舗について、道の駅を含めて幅広く募集してまいります。

また、平成30年度で6年目となる「がんばれ子育て応援事業」では、「郡上に残る、戻る、移る」ことを目指す独自性のある子育て支援事業として、さらなる出産や子育てにつなげるため、若年層を含めて幅広く周知に努めてまいります。

地域福祉については、郡上市地域福祉計画の基本理念である「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち郡上」の実現に向けて、人づくり、地域づくりを進めるとともに各種福祉事業に取り組んでまいります。

まず、障害福祉については、障がいのある方の地域生活を支援するため、「基幹相談支援センター」を設置するとともに、障害福祉サービス事業所と連携して自立支援と社会参加促進を目指し

ます。また、発達に支援が必要な子どもたちに対しても、途切れのない療育支援体制を推進いたします。

高齢福祉については、「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、「地域包括ケアシステム」の強化を図るよう、在宅医療・介護連携推進事業を推進するとともに認知症対策の推進、介護予防・重度化防止のための事業に取り組みます。また、深刻な介護現場の人材不足対策として、引き続き介護職員確保対策事業に取り組みます。また、郡上偕楽園では、洪水被害対策として、特養新館棟の出入口に浸水を防ぐ止水板、水をとめる板と書きますが、止水板を設置し、入居者の安全を確保するとともに、車椅子積載数をふやした特養搬送車を更新し、避難時の輸送能力の向上等を図ります。

健康づくりについては、市民の自発的な健康づくり行動を活発化するための環境づくりとして、健康寿命の延伸に向け、新規に「健康づくりプロジェクト事業」を開始いたします。さらに、生活習慣病を予防するための「特定健診・特定保健指導」の必要性や効果を周知し、未受診者対策に取り組みます。がん検診については、今年度に導入した胃内視鏡検診、胃カメラでございますが、胃内視鏡検診をより充実させ、早期発見、早期治療に努めます。

また、健康を維持増進するため、地域に根づいた「郡上の食育」を関係団体や部局を越えたネットワークにより推進いたします。このほか、自殺予防については、子どもに対する命の教育を実施するとともに、働き盛りや高齢者の自死を防ぐため、関係機関等との相互連携を強化し、相談窓口の周知を徹底いたします。

次に、公立2病院では、医療サービスを安定的に提供するため、計画的な医療機器の整備・更新や医療従事者の確保対策を進めるとともに、民間医療機関との連携により地域医療体制の強化に努めます。また、国保白鳥病院と診療所群からなる「県北西部地域医療センター」では、医療機関相互の連携や強調、僻地医療の充実等を目指し、「地域医療連携推進法人制度」の導入を検討してまいります。

なお、公立2病院と市内診療所群においては、人口減少や高齢化の進展など、医療需要が大きく変化する中で、地域の住民が安心して暮らせるよう、急性期医療や僻地医療への対応等に配慮しつつ、2病院及び診療所間の関係の整理、位置づけについて研究、検討を行ってまいります。

国民健康保険は、平成30年度から県が財政の責任主体として市町村とともに保険者となり、安定的な財政運営の基盤が構築されます。本市の国保は、被保険者の減少等により保険税収入の減少傾向に加え、高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費が増加しております。平成30年度の国保税は、医療給付費分の賦課方式を従来の「4方式」から資産割を賦課しない「3方式」に変更し、公費拡充や基金2,000万円の取り崩し等により国保税負担の抑制に努めてまいります。

以上、「健康・福祉」の施策に124億7,090万円、内訳は一般会計32億7,176万円、特別会計88億

3,949万円、企業会計3億5,965万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱である「教育・文化・人づくり」について申し上げます。

郡上市の教育は、平成26年度から30年度を計画期間といたします郡上市教育振興基本計画に基づいて、具体的な施策を実施しております。平成30年度は、平成31年度から35年度までを計画期間とする次期郡上市教育振興基本計画を策定し、さらなる充実に努めてまいります。

就学支援については、経済的理由により就学が困難な高校生や大学生等のため、引き続き無利子の奨学資金貸し付け、これは一時金と月額金があるわけですが、この奨学資金貸し付け及び教育ローン利子補給を実施するとともに、平成28年度から導入いたしました奨学資金返還の一部免除制度の利用を促進し、卒業後における若者の市内へのUターンの増加につなげてまいります。

学校教育では、命と人権の尊重を基盤として「ふるさと郡上を誇りに思い、未来を切り拓くたくましい郡上人の育成」を柱に、確かな学力と豊かな心を育む教育を推進いたします。特に、夢づくり教育事業では、「清流教育」をキーワードとしたふるさと体験学習の推進を、また、学力向上事業ではプログラミング教育やテレビ会議システムを活用した遠隔教育の推進を、心の教育推進事業では不登校やいじめ対策の機動力強化に向け、教育相談や適応指導教室の充実に努めます。また、新規事業として、保護者負担の軽減と市内高校の存続支援のため、市内高校に通学する生徒を対象とする通学費の一部補助制度を創設いたします。

社会教育については、公民館を中心に各種行事や講座等を開催し、市民の生涯学習活動を支援します。また、短歌を初めとする文学に関連する事業は、「歌のまちづくり事業」に集約し、「円空」に関連する事業は「円空の里づくり事業」として、それぞれ事業内容の特徴を明確にした地域文化の継承活動を展開してまいります。

文化施設整備については、短歌・文芸活動の拠点として、島津忠夫文庫の移転とあわせ、文化活動を行う多目的交流スペースを有する、仮称ではありますが、短歌交流館を古今伝授の里フィールドミュージアムの一角に整備するため、その実施設計に着手いたします。また、郡上の歴史・文化にかかわる資料等の収集保管と調査研究を行う拠点施設として、「郡上市歴史資料館」がこの3月末に竣工いたします。その後、一定の準備期間を経て、10月以降には本格オープンをし、資料閲覧の開始や記念フォーラム・展示等を計画しております。

「明治150年」関連事業としては、日本、そして郡上の明治と近代化を考える機会として、記念公園会や郡上の近代化の歩みを写真パネル等を中心に振り返る展示等を計画しております。また、4月より白鳥町長滝の「白山瀧宝殿」が市所有の施設となることから、白山文化博物館との一体的な管理と文化財のさらなる活用を念頭に、本年度も白山開山1301年目として、特別展や記念講演など、さまざまな事業を継続的に展開していきます。

次に、スポーツ振興についてであります。スポーツに親しむ機会を充実し、健康・体力づくりや

交流活動を進め、「1市民1スポーツ」を基本目標に元気な地域づくりを進めます。スポーツによる地域づくりでは、スポーツイベントやスポーツ合宿など、スポーツツーリズムに関連する事業を誘致、創設、支援する組織としてスポーツコミッションの設立に向け準備し、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を図ってまいります。また、「2019年ラグビーワールドカップ」、「2020東京オリンピック・パラリンピック」など、全国・世界レベルの大会に向け、引き続き合宿誘致活動を推進するとともに、大会開催を契機にホストタウン登録を行い、世界のトップアスリートとの交流に向けた取り組みを推進します。さらには、本市の特色あるスポーツとして、テニス、バレーボール、ライフル射撃をスポーツ強化種目に位置づけ、各種大会で一層の活躍ができるよう、組織力強化に取り組みます。また、郡上市スポーツアドバイザーを活用して競技力の向上と少年スポーツにおける指導者の育成及び資質向上を図ってまいります。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に7億9,130万円、内訳は一般会計7億5,143万円、特別会計3,988万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱であります「自治・まちづくり」についてであります。

設置後5年目となる7つの地域協議会では、地域協議会が主体となって地域の課題や目指すべき地域の将来像に向けた実践活動に取り組むため、今年度から制度化した地域協議会活動交付金の活用をより一層進め、協働によるまちづくりを推し進めてまいります。

市民協働によるさまざまな地域づくり活動を応援するため、「魅力ある地域づくり推進事業」や「提案型協働事業」の受け付け・審査、新規事業の立ち上げ支援等を引き続き郡上市市民協働センターへ事業を委託いたします。また、「まちづくりフェスティバル」の開催と、中高生からまちづくりに対する提案を募る「Good郡上プロジェクト」を実施し、若年層を中心に、地域づくりに関心を持つ市民の裾野を広げるほか、優れた提案の具現化についても積極的に取り組みます。

男女共同参画の推進については、今議会に議案を上程しております男女共同参画推進条例の制定を経て、市民、事業者、教育や保育にかかわる方々と市が連携、協力して、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいります。男女共同参画プランに掲げる施策の着実な推進を図るため、新たに郡上市男女共同参画推進審議会を設置し、参加いただく市民の皆様とともに、進捗状況や施策の実施等に関する審議を行ってまいります。

交流・移住の推進については、「三世代同居支援住宅補助金」や「空き家活用改修費補助金」等を引き続き活用し、郡上に帰ろうとする人や移住しようとする人を支援してまいります。また、「郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標である「郡上市への新しいひとの流れをつくる」の実効性を高めるため、「根っこのある生き方」を合い言葉に、都市部から移住者を迎え入れて、郡上の人と一緒に起業を目指す「郡上カンパニー」を今年度から始動させましたが、引き続き、持続可能な郡上の地域づくりに欠かすことのできない人材を戦略的に育成・獲得しながら

ら、雇用機会創出に取り組むとともに、都会に住みながらも継続的に本市にかかわる関係人口の増加を目指してまいります。

今年度から本格稼働しました「郡上藩江戸蔵屋敷」は、引き続き郡上の魅力や価値を東京で発信する参加型の講座を開催するほか、平成30年度は六本木ヒルズ屋上庭園での農業イベントにも参画いたします。積極的なシティプロモーション活動の展開と、そこから生まれる新たな交流や郡上産品の消費拡大を目指します。

県内の友好都市交流については、民間主導による経済交流等のきっかけづくりや、産業・文化・スポーツなど、多方面にわたる友好都市との市民間交流の活性化を支援します。また、首都圏における郡上市の情報発信及び関係人口の創出に向け、郡上市地方創生推進アドバイザーを任命し、地域資源の販売展開、人的ネットワーク構築等に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊等については、白鳥町北部地域の活性化を図るため、新たに整備した「道の駅白鳥」を拠点に活動する「白鳥ツーリズムと地域おこし協力隊」として1名を任命し、「清流長良川あゆパーク」や「白山長滝公園」等と連携した地域づくりに取り組みます。このほか、八幡町西和良地区、明宝小川地区においても新たに協力隊員を任命するなど、集落支援や地域振興に向けた体制を強化いたします。

また、本年は、合併・市制施行15年度目を迎えることから、郡上市民の郷土愛の醸成や郡上市のPRを目的として、総排気量125cc以下の原動機付自転車の御当地ナンバーを作製することといたしました。

以上、「自治・まちづくり」の施策に1億7,995万円、一般会計同額であります。を計上いたしました。

次に、6つ目の柱である「地域振興」についてであります。

第2次郡上市総合計画の前期基本計画に基づき、7つの地域がそれぞれの歴史や文化、自然、産業等の地域資源を活用した振興施策を、本庁、振興事務所、地域協議会や関係団体等が連携して推し進めます。そのため、一定規模までの事業については、引き続き振興事務所長の裁量、すなわち所長枠予算において推進をいたします。また、元気なまちづくりを推進するため、「魅力ある地域づくり推進事業補助金」により、自治会や市民活動団体等が行う地域づくり活動を支援してまいります。

最後に、7つ目の柱である「行財政運営」について申し上げます。

平成30年度は、郡上市にとっては地方交付税の合併算定替え特例や合併特例債の発行といった合併に伴う財政上の特例措置の最終年度となります。合併特例債については、活用年限延長の動きもあるところではありますが、いずれにいたしましても最終局面を迎えております。以後、そういたしますと、市の財政はさらに厳しい状況となることが見込まれます。第2次行政改革大綱に基づく取

り組みを着実に実施し、引き続き身の丈に合った行財政の確立を目指さなければなりません。なお、現在の大綱は平成30年度までの計画期間であり、行財政運営の適正化とともに財政の健全化を推進するため、第3次行政改革大綱の策定に取り組んでまいります。

また、公共施設の適正化については、平成28年度に策定をいたしました「公共施設等総合管理計画」に基づき、平成29年度からの2か年で、個々の施設の将来的な方向性を示す「公共施設適正配置計画」の策定を進めているところであります。平成30年度については、公共施設のあり方について市民の皆様に参加をいただいてワークショップを開催し、多様な視点での検討を踏まえ、合意形成を図っていきたいと考えております。

庁舎関係では、昭和47年建築であり、45年を経過いたしました高鷲庁舎についてであります。地域の行政及び防災上の重要な拠点ですが、耐震基準を満たしていないことから、平成30年度において耐震化工事を実施いたします。また、市産業プラザへの市役所分庁舎機能の移転に伴い、総合文化センター前の分庁舎を解体し、跡地をさまざまなイベントや、必要があれば災害時の対策本部の設置場所など、多目的に利用できる駐車場として整備いたします。

斎場については、安全で効率的な運営を行うとともに、「郡上市火葬場整備基本計画」に基づき、平成29年3月をもって使用を終了いたしました美並・明宝・和良の3斎場のうち、まず美並斎場の取り壊しを行います。

このほか、マイナンバー制度の推進については、カード作成のPRとともに、マイナンバーカードの用途拡充を検討し、カードの普及促進を図ります。

歳入面では、自主財源確保のため、適正かつ公平な課税を心がけるとともに、滞納税額の削減に一層努力いたします。また、歳出面では、経常的経費の抑制など、可能な限りの経費削減にさらに取り組んでまいります。

職員給与費については、平成29年人事院勧告に伴う給料や諸手当のプラス改定の影響等により、全会計で1,151万円の増額となったものの、一般会計では職員の定年退職等に伴う若年層職員との入れかわりによる減額がプラス改定の影響額を上回り2,531万円の減額となりました。職員の給与については、民間給与や国家公務員給与との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ適切に措置するとともに、定年退職者の再任用制度により経験豊富な職員の能力を積極的に活用しつつ、適切な新規採用枠の設定により職員の年齢構成の計画的な平準化を目指してまいります。

一般会計における公債費につきましては、先ほども申し上げましたが、中期財政試算に基づくこれまでの地方債の借入額抑制や繰上償還により、元利償還金は42億9,727万円で、平成29年度当初予算からは2億3,815万円の減となっております。平成28年度決算による本市の実質公債費比率は12.9%となり、着実に財政健全化への取り組み効果があらわれていると考えております。平成30年

度末の市債残高見込みは341億1,392万円となり、平成29年度末見込み額に対して4億4,746万円の減額となる見込みであります。

これらの「行財政運営」の分野の施策に関しましては2億8,737万円、一般会計同額であります。を計上いたしました。

以上、市政運営の基本的な考え方と、新年度当初予算案の編成方針並びに諸施策の概要を申し上げます。引き続き財政運営の健全化に努めながら、市が直面する多くの課題の克服と市民サービスの一層の向上、そして地方創生の推進に向けたこれらの施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様並びに市民の皆様の市政全般に対する御支援と御協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、最後に、議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回、提案をいたしました議案は合計76件で、その内容は、専決処分の承認が1件、人事案件が2件、条例の制定または一部改正に関するものが29件、平成29年度補正予算関係が16件、平成30年度当初予算関係が22件、指定管理者の指定に関するものが2件、その他4件であります。

まず初めに、議案第1号であります。道路除雪経費の増額について専決処分をいたしました平成29年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号）について、その承認を求めるものであります。

次に、議案第2号は、人権擁護委員候補者4名を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第3号は、郡上市教育委員会委員1名を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は、郡上市男女共同参画推進条例の制定についてであります。男女共同参画を推進するため、基本理念並びに市、市民、事業者等の責任と役割等、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第5号は、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部改正についてであります。美並町白山地区における移動通信用無線基地局の整備に伴い、名称及び位置の規定の追加等、所要の整備をするものであります。

議案第6号は、郡上市基金条例の一部改正についてであります。郡上市ケーブルテレビ事業特別会計を、平成30年度末をもって一般会計に統合することとし、平成30年度からの新年度事業に係る歳入歳出予算については一般会計で計上することに伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第7号は、郡上市個人情報保護条例の一部改正についてであります。個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保護すべき個人情報の対象として、個人識別符号を追加する等、所要の整備をするものであります。

議案第8号、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。地区集会所等の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止することに伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第9号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、配偶者控除の定義が見直されたことによる名称等の一部改正を行おうとするものであります。

議案第10号は、郡上市手数料条例の一部改正についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、高圧ガス保安法の施行に関する事務手数料を改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第11号は、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額に加算する扶養親族区分に応じた加算金額を改めようとするものであります。

議案第12号は、郡上市小口融資条例の一部改正についてであります。中小企業信用保険法の一部改正に伴い、貸付限度額の改正等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第13号は、郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。白鳥町の阿多岐清流発電所を新たに設置するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第14号は、郡上市企業立地促進条例の一部改正についてであります。企業立地等により奨励金を受けることのできる現在の基準の特例をさらに3年間延長しようとするものであります。

議案第15号は、簡易水道事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてであります。郡上市工業団地事業特別会計の設置に当たり、関係する郡上市特別会計条例を整備しようとするものであります。

議案第16号は、郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。産業振興の促進と人材の育成、確保等を目的とする郡上市産業プラザの設置に関し、名称、位置等、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第17号から議案第20号までは、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設を初め、全部で4施設について使用料を改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第21号は、郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部改正についてであります。土地改良法の一部改正等に伴い、引用条文の条ずれを改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第22号は、郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部改正についてであります。公営住宅法施行規則の一部改正等に伴い、引用条文の条ずれを改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第23号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。平成30年度から国民

健康保険の財政運営の責任主体に都道府県が加わり、それぞれの市町村から納めるべき「事業費納付金」の確定値が示されたことに伴い、国保税の賦課方式及び税率等を改正しようとするものであります。

議案第24号は、郡上市介護保険条例の一部改正についてであります。平成30年度から3年間の保険料及び低所得者に対する軽減措置等について、所要の規定を改めようとするものであります。

議案第25号は、郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。介護保険法の一部改正に伴い新設する共生型地域密着型通所介護事業の運営基準等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第26号は、郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の一部見直し等、所要の規定を整備するものであります。

議案第27号は、郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。介護支援専門員と医療機関との連携の促進等に関し、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第28号は、郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定についてであります。介護保険法の一部改正に伴い、市に指定権限が移譲される居宅介護支援事業者に係る運営基準等、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第29号及び議案第30号は、八幡町の西和良地域における小児の減少、子どもさんの減少に伴い、平成31年4月1日をもって西和良保育園の廃止並びに西和良小学校を和良小学校に統合することに係る、各施設の設置条例の一部改正についてであります。

議案第31号は、郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。寄附受領をいたしました白山瀧宝殿を市の施設として管理するよう、所要の規定を整備するものであります。

議案第32号は、中濃地域農業共済事務組合理約の一部改正についてであります。農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約に引用する法律の名称を改めるなど、所要の規定を整備するものであります。

議案第33号から議案第48号までは、平成29年度郡上市一般会計を初め、全部で16会計に係る予算の補正をお願いするものであります。詳細な内容については、追って各部長等から説明を申し上げます。

次に、議案第49号から議案第70号までは、平成30年度郡上市一般会計を初めとして、郡上市病院事業会計に至るまでの合計22会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針や分野別の主要施策等の説明で考え方を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきます。

ますが、追って詳細に説明申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第71号及び議案第72号は、和良町の郡上市和良農林産物生産施設及び大和町のやまと総合センターにおける指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号は、市内の北部、西部、南部の3つの辺地総合計画における新規事業の追加及び事業費の変更等につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号は、施設等の有効活用及び自治組織の活性化を図るため、高鷲板橋集会所及び当該集会所が所在する市有地を地元ひるがの自治会に譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号及び議案第76号は、市道路線の廃止及び認定についてであります。八幡町の小那比地内の市道について、道路の新設に伴い起点が変更となるため、対象路線を一旦廃止し、区間を短縮して再度認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに市政運営の基本的方針と予算編成方針、議案等の提案説明といたします。

平成30年2月26日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） 日置市長におかれましては、施政方針につきまして詳細に御説明いただきました。ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。11時15分を再開予定といたします。

(午前11時05分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（渡辺友三君） ここで、日置市長より発言が求められておりますので、許可いたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 済みません、訂正をさせていただきたいと思っております。3カ所ほど読み間違いをいたしましたので、済みません。

まず最初に、教育・文化・人づくりの施策についてが一番最後ですが、その所要予算額を7億9,131万円と読むべきところを、7億9,130万円と発言したようですので、31万円というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目ですが、自治・まちづくりのところの友好都市交流のところでございますが、

国内の友好都市交流というべきところを、県内のと言ったそうですので、済みませんが、国内というふうに改めさせていただきます。

それから、もう一つ、大変申しわけございません。議案説明のところで、議案の第22号と申し上げるべきところを、飛ばしまして23号と言ったそうでございますが、22号というふうに訂正をさせていただきますと思います。

以上につきまして訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎議案第1号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） それでは、日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第1号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（平成29年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

平成29年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年1月31日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、最初のところですが、表題は外しまして、平成29年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億6,116万7,000円とするものでございます。

2項はちょっと省略をいたしまして、次をめぐっていただきますと、3ページ以降は事項別明細がありますが、総括、歳入歳出と、この件につきまして、本日資料で事業概要説明一覧表をお配りしておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

最初にちょっと歳出のほうをよろしく願いいたします。

今回、当初予算の中で道路除雪経費として2億6,656万7,000円ということで計上させていただいておりましたけれども、実質的には12月までのこの除雪経費が確定して、そして1月末までの見込みが出た段階で、大幅にこれで不足するということになってまいりました。この委託料の4億2,280万円のところですが、今申し上げましたように、12月までは確定、1月は見込み、それから2月につきましては5年平均値をとりまして、3月までの、1月31日時点としての見込みということで組まさせていただきました。

消耗品につきましては、こちらは凍結防止剤でございますが、これもやはり12月末まで確定し、

1月、3月は5年間の平均をとって見込んだものでございます。

負担金につきましては、今回の雪の状況の中で、これまでの負担金の割合で算出しまして増額をしたものですが、いわゆる市道部、市の道路につきまして県で対応していただいている箇所につきましては負担金の増でございます。

合わせまして4億5,460万円が必要になるということで計上をさせていただくということでございます。

歳入につきましては、まず一番下の段ですが、前年度繰越金、こちらを各種補正財源として留保しておるわけでありましてけれども、今般、全ての持つておりましたこの繰越金を投入するというところで、1億6,747万円。

それから、一番上の地方交付税、特別交付税ですけれども、これまでの交付税の見通しというものをお考えながら、この時点では8億5,000万円までの特交の計上ができるというふうな見通しを持ちまして、今回2億7,000万円をここで上げさせていただいております。

そうしますと、さらに不足する分がございますので、この分につきましては、財政調整基金の繰入金ということで1,713万円という額で繰り入れをさせていただきたいというものでございます。

合わせまして、歳入総額は4億5,460万円でございます。

今後の見通しにつきましても、実は、2月に入りましてから、特に10、11、12日、大きな雪がありましたので、これで少しまだ不足するという見通しを心配しておるわけですが、これまでの状況等について、きょう建設部からも除雪経費に関する資料を配られておりますので、そちらでの説明も踏まえて御審議いただきたいと思っております。

御承認につきまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

建設部長。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、建設部のほうからこの補正に係る資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

皆様のお手元のほうに、29年度道路除雪経費に係る平成30年1月専決補正予算資料というA4の1枚ものがお配りさせていただいておりますが、そちらのほうに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、この一番上の表にあります委託料でございます。こちらのほうは、実際の除雪の機械による除雪作業の委託料でございます。こちら、市内の97の業者に委託をいたしておりまして、延長が667キロメートル、業者がお持ちの除雪機械については、全体で571台、それから市有の除雪機が47台、それを貸し出したしておりまして、合計で618台の除雪の車両において作業をやっていただいております。

大体この表をごらんいただきますと、現予算額ということで2億2,690万6,000円、これは当初予算での委託料でございます。それで、11月、12月のところは、これは実績でございます。11月が2,395万8,612円、12月が2億1,349万9,368円。

それで、1月の見込みでございますが、こちらのほうもほぼ1月はこれくらいの金額が要るといふようなところで、出勤の状況を見ますと、昨年度、平成28年度の1月の実績にほぼ近いというようなところから、昨年度の1月の実績をここで見込みをさせていただいております。

それから、2月の見込みについては、過去5年間の平均がほぼ2月は8,600万円ぐらいというようなところでの見込みをいたしております。

で、合計で6億4,950万3,142円を見込みまして、予算の不足分の4億2,280万円の補正をお願いするものでございます。

それから次に、需用費につきましては、こちらは消耗品費ということで、融雪剤、塩化カルシウム、また塩化ナトリウム関係の材料、その消耗品を購入しておるところでございますが、こちらにつきましても、11月、12月については実績で上げさせていただいております、あと、1、2、3月は5カ年の平均で見込んでおるところでございますが、今年度については、結構低温の日が続くというようなところで、まずこの数字を見込んでおりますが、再度、先ほど理事のほうからもお話がありましたが、引き続きまた予算については手当てをしなければならない可能性が出てくるかという状況でございます。

こうした中で、需用費については不足分の398万2,966円ということで、補正を410万円お願いするものでございます。

また、負担金については、縣市連携の中で、岐阜県のほうで市道部分も作業の効率性という観点から除雪作業をやっていただいておりますが、そうした部分の見込みで、昨年実績の割合の中から算出をさせていただいております。そうした中で補正額2,770万円をお願いするものでございまして、これら合計で4億5,460万円を補正として計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 済みません、17番、清水です。

専決は、やむを得ないと思いますが、本当にことしは雪の降り方といいですか、まとめて降ったりをいたしましたし、郡上一円に降ったこともあります。冬期に雪がある程度ないと、また郡上市あたりにとりましては観光産業ということでも、降らないと寂しいし、降り過ぎても困るという

ようなところもありますけれども、大変な雪が降りましたけども、順調にそれぞれやっていただいたんではないかなというふうに思っておりますが、今少しずつ雪が解けてきてまして、やっぱり急激に降ったもんですから、多分重機も下が余りわからんもんですから、ところどころで舗装をめぐったり、何か穴があいたりしておりますので、時期が過ぎたらまた点検補修でもあわせて市内を見渡していただいて、その凹凸を直していただけるとありがたいなと思って、これは要望でございますけども、この予算については異議はございませんが、そんなことをお願いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） ただいまの御要望に関しましては、当然に除雪の作業中に破損しました施設関係については、また雪が解けてまいりましたら、修繕等対応はしていきます。

また、個人の例えば石垣であったり、そうした個人さんの施設につきましても、補修についてはそれぞれ除雪の業者さんが保険に加入もいたしておりますし、そうした案件がございましたら、建設部または振興事務所でもよろしいですので御連絡をいただきまして、対応をいたしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） そのほかありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程5、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

今回は4名の方が任期を迎えられるということでございますので、4名の方を推薦したいということでございます。

まず、順番に上からですが、美並町高砂、番地等は省略させていただきますが、粥川茂雄さんでございます。生年月日はごらんのとおりです。大和町神路、山田正代さん、八幡町本町、杉下浩子さん、高鷲町大鷲仲谷里美さんでございます。

少しそれぞれの方の御紹介をさせていただきますけれども、粥川茂雄さんは御承知のことと思います。もと美並村の職員、教育長あるいは公民館長などを歴任された方でございます。平成18年以降、4期にわたり人権擁護委員を務められております。現在は岐阜県の人権擁護委員連合会の理事及び郡上人権擁護委員協議会の会長として非常に人権啓発活動、相談事業に取り組まれておられます。大変強い使命感を持って取り組んでおられまして、信頼の厚い方でございます。よろしく願いをしたいと思います。

2人目の山田正代さんでございますが、この方は県下の高校で教師として勤務された方ですが、平成15年から人権擁護委員として現在まで5期お務めでございます。非常に広い視野に立って活動されておられまして、家庭裁判所の八幡出張所の調停委員も長くお務めでございます。非常に積極的なお取り組みもございます。再任をお願いしたいということでございます。

3番目の杉下浩子さんですが、こちらの方につきましては、看護師、助産師また保健師の資格を持たれておられまして、県立の岐阜病院でありますとか、保健師としての行政の立場でのお勤め、あるいは私立の医院等に勤務されておられまして、近年はケアマネジャーとしても御活躍でございます。高齢者や障害者とのかかわりも多いので、人権問題に非常に関心を持って活動をされてみえます。現在は1期目でございまして、引き続きお願いをしたいと考えているところでございます。

4人目の方ですが、仲谷里美さんでございます。長年ホームヘルパーまた母子・成人保健推進委員を務められまして、高齢者・障害者の方の立場を理解され、地域住民からも非常に信頼をされておられる方でございます。現在1期目で取り組んでいただいております。若いころから人権意識が大切ということで、保育園、小学校での紙芝居などを使って読み聞かせの取り組みなども行われておられます。この方につきましても再任をしていただきますように、推薦をしたいと考えてござ

います。

4名の方につきまして市議会の御意見をいただきたいということで上げさせていただきました。
よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程第6、議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

今回の任命につきましては、4名の委員のうち1名が任期ということで、新たに任命するものがございます。

新たな任命者でございますけど、住所は、郡上市白鳥町大島でございます。氏名につきましては、猪島玲子さんでございます。生年月日につきましては記載のとおりでございます。

猪島玲子さんでございますけど、平成20年から平成21年にかけて郡上市のPTA連合会の副

会長あるいは顧問等を歴任されております。現在につきましては、郡上市青少年育成推進員、それから郡上市社会教育委員をされておりました、非常に教育行政に熱心な方でございますので、非常に適任ということでございますので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案に同意することに決定をいたしました。

◎議案第4号から議案第31号までについて（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程7、議案第4号 郡上市男女共同参画推進条例の制定についてから日程34、議案第31号 郡上市博物館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの28議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 私からは、議案4号から議案6号までの市長公室分について説明を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議案第4号でございます。郡上男女共同参画推進条例の制定について。

郡上市男女共同参画推進条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長日置敏明。

提案理由につきましては、男女共同参画を推進するため、この条例を定めようとするものでござ

います。

1枚おめくりいただきまして、条例の前文が記載してございます。そのほかの資料としまして、この条例の解説書をつくっておりますので、解説書もあわせて見ていただきたいと思います。

まず、全体の構成でございますけど、本文のほうを見ていただきますと、まず前文がございます。前文の中では「市民一人ひとりが命を尊び、お互いを認め合い、ともに意見を出し合って家庭、地域、職場、学校その他あらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参画を築くことが、今を生きる私たち、そしてこれから未来を担っていく子供たちにとって必要なことと考えます」。

そういったことを推進するために、この「女（ひと）と男（ひと）がともに生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、この条例を制定します」という前文を掲げております。

以降につきましては、1条で目的、2条で定義、3条で基本理念が掲げられております。それから、4条以降につきましては、市の責任から市民の責任、事業者の責任、それから教育関係者の責任等が記載されておまして、それ以降につきましては、個々の禁止に関する事、それから配慮に関する事が掲げられております。また、14条からは、この条例を推進する体制等についての記載がされておまして、全17条による構成というふうになっております。

それでは、少し内容について説明させていただきたいと思います。

解説書の1ページを開いていただきたいと思いますけど、まず、この名称というところでございますけど、男女共同参画基本法というのは平成11年に制定されておまして、それに基づきましてこの条例を定めようとするところでございます。

郡上市は既に平成21年からまず男女共同参画プランをつくって取り組んでおまして、現在、第2次のプランで計画を進めておるところでございますけど、今回、新たに条例を制定して、そここのところのはっきり意思を示したいというところのものでございます。

第1条は目的ということでございまして、目的につきましては、男女共同参画を実現することを掲げております。

それから、第2条につきましては、定義ということで、1号から7号にかけてそれぞれの用語の定義を掲げておるものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、3条でございます。これは基本理念ということで、この基本理念につきましては、先ほど申しました国の男女共同参画基本法に5つの理念というものがございまして、その5つの理念に沿ったものでございます。

第1号につきましては、人権の尊重というところの定義がしてございます。

第2号では、社会制度や慣行の及ぼす影響に配慮するという事で、男女の共同参画におきまして、現在の社会制度あるいは慣行、そういったものについての影響について配慮するところが書か

れております。

それから、3号でございますけど、これは各分野における参画の機会を確保すると、そういったところについて、3号で書かれております。

4後につきましては、家庭とそれから社会における男女の参画の両立、そういったものに関して、いわゆるライフワークバランス、こういったところについての規定がされております。

第5号につきましては、国際社会や国と県との歩調を合わせて、連携して事業を実施する、そういったことが基本理念として書かれております。

4条につきましては、市の責務と役割、それから5条につきましては、市民の責務と役割、それから5ページにいただきました、6条では事業者の責務と役割等について規定されているものでございます。

それから、7号でございますけど、特に教育等関係者の責務と役割ということで掲げておりますけど、教育や保育、こういったところにつきましては、今後の男女共同参画の意識醸成、そういった形成に大きな影響を与えると、そういった意味におきまして特にその責務と役割について規定されているものでございます。

8条につきましては、性別による人権侵害行為の禁止ということで、セクハラであるとか、ドメスティックバイオレンス、そういったものについての侵害をするような行為を行ってはならないというところのものでございます。

6ページに行きまして、第9条につきましては、公衆に表示する情報の配慮ということで、ポスターであるとか、あるいはリーフレット、インターネット、そういったところで、公衆で情報を開示する場合には、性別における権利侵害、そういったものについては配慮してくださいということを書いておるものでございます。

それから、第10条につきましては、この男女共同参画を推進するに当たりましては、男女共同参画プランというものを作成して実施しなさいというところが書かれておりますし、それにつきましてはの審査機関として、男女共同参画推進会議というものを諮問して、諮りなさいということが書かれております。

また、その計画の変更、それから実施、報告等についての報告をしてくださいというところが書かれております。

それから、第11条は積極的改善措置ということで、社会における差別そういったものがある場合には、市としては積極的に改善をするように努力をするというところの必要性が書かれております。

それから、12条につきましては、学習の支援、情報の提供ということで、それぞれの学習の場において男女共同参画に関する情報提供、そういったものに努めてくださいうことが書かれております。

それから、第13条でございますけど、これは災害等への対応における配慮ということで、現在、女性防災士そういったものが避難所等で活躍しております。また、女性の方が避難所等において生活する上においてのいろんな配慮、そういったものについても特に配慮をして運用をしていくというところについての規定がされております。

それから、第14条は推進体制ということで、庁内において推進体制を図っていきましよう。庁内を初めということでございますけど、そうした推進体制でもちゃんと確立してくださいというところがございます。

第15条は、意見及び相談への対応をしっかりしていくというところについての規定でございます。

第16条につきましては、男女共同参画推進審議会の位置づけと、それからやること等々について規定をされておるものでございます。

第17条につきましては、この委任ということで必要な規則で定めるといものが規定されておるものでございます。

以上が全体の概要でございます、これは附則としましては、第1のところ、30年4月1日から施行するというものでございます。

2号におきましては、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというところにおきまして、非常勤条例の中で、男女共同参画推進審議会委員の日額6,000円というところを改めるということで定められておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上が4号でございます。

続きまして、議案第5号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長、日置敏明。

提案理由につきましては、美並町白山地区における移動通信用無線基地局の整備に伴い名称及び位置を規定するため、この条例を定めようとするものというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2条の表に次のように加えるというところで、基地局につきましては、美並町の白山の羽佐古無線基地局を白山地内に設置するというものの改正でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというところでございますので、よろしくお願ひしています。無線基地局の設置に伴う追加というものでございます。

続きまして、議案第6号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。郡上市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長、日置敏明。

提案理由でございますけど、ケーブルテレビ事業特別会計を平成30年度末をもって一般会計に統合することとし、平成30年度からの新年度事業に係る歳入歳出予算については、一般会計で計上す

ることに伴い、この条例を定めようとするものというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、本文がございますけど、その次のページに新旧対照表がございます。改正内容のところで見いただきますと、ケーブルテレビ事業の基金を積み立てる額のところを、従前は「ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出予算で定める額」というところでございますけど、今回改正するところは「一般会計歳入歳出予算で定める額」というところで改正するものでございます。

これにつきましては、特別会計事業の中で今まで予算計上をしておりまして、指定管理制度になりまして、ケーブルテレビ事業収入そういったところが今、指定管理者の収入ということになっておりまして、予算上のところについては、そのところの計上がないと特別な財源ないというところで、会計が特に特別会計を設けてやる必要がなくなったというところで、平成30年の中からは一般会計でその事業の実施についての必要経費は計上していきたいというところでございます。

ただし、会計自体は今後の補正予算のところでお願ひしますが、29年度の補正予算というところで繰越明許をお願ひして、繰り越しの予算が30年度残っておりますので、特別会計自体の廃止につきましては、30年度末をもってお願ひしたいというところでございますので、今回の改正ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は1時を予定いたします。

(午前 11時52分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時58分)

○議長（渡辺友三君） それでは、順次説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第7号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてからお願ひをいたします。

郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですけれども、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今回の改正する条例の本文がございます。1つの点は、個人情報という定義の明確化ということでございます。これが第1号の1点でございます。この中には、アとイというところがございしますが、追って新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思っております。

それから、第2条の第1号のところでは、次の2号を加えるということで、個人識別符号、それから要配慮個人情報、こういうものを法律の提起の準用として加えるものでございます。

それから、第6条第4項につきましては、次のように改めるもので、要配慮個人情報を収集してはならないと。その中身につきまして定めてございますが、このように文を改めるものでございます。

また、これに関連をいたしまして、要配慮個人情報の記録項目ということにつきまして、第6号の次に第7号、1号を加えるというものがございます。

公布の日から施行するというところでございます。

新旧対照表をごらんいただきますと、これまでの第2条の第1項におきましては、その用語の意義を定めておりまして、その下のところのアとイで次に掲げるものを除くという形で書いておりますけれども、この部分につきましては、逆に今回新しいほうでは、第1項の本文のほうの括弧書きの中に除くものにつきまして、内容的には同様のこととなりますけれども、ここのほうで表現をしております、アとイの部分につきましては、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するというものをアとイに上げているものでございます。

先ほど申し上げたようなところで、アとイという形で定義がございますし、続きまして個人識別符号、要配慮個人情報につきましては、法律の定義から引用したものを加えてございます。

それから、第6条の関係ですけれども、このところで、この要配慮個人情報につきまして、こちらにつきましても、これまでの条例につきましては、この次のところということで、1号、2号、3号、4号という形で、その要配慮すべき事項というものを定めておりますけれども、今回新しいものにおきましては、要配慮個人情報をその本文の括弧の中に盛り込んでございます。「思想、信条もしくは宗教に関する個人情報又は人種、民族、犯罪の履歴、犯罪により害を被った事実その他社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報に限る。」と、こういうものをここの括弧書きの中に書いてございます。

今回新たに盛り込んだものは、犯罪により害を被った事実というものが今回加わってございます。

それから、第7条の関係では、これまでは7号までであったものを1号加えまして、個人情報取扱事務の登録及び閲覧の中で、「要配慮個人情報の記録項目」というものが加わってございます。

さらに、最後のところで、きょう一部資料をつけさせてもらってございますけれども、ただいま申し上げたように、今回の条例の改正につきましては、法律に従いまして、このことにつきまして、個人情報の定義の明確化、それから要配慮個人情報の取り扱いということにつきまして、明確化を

図っているというものでございますが、めくって、裏面のほうにあります個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法に規定された個人識別符号、先ほど条例の中で引用するということを行いましたけれども、どういうものかということになりますと、身体的特徴等を電子計算機の用に供するために変換した符号として、DNAとか、顔のデータでありますとか、主にありますもののデータもこの中に入ってくるというものでございます。

それから、対象者部分に異なるものとなるように、役務の利用、商品の購入またはそれに付される符号、旅券番号でありますとか基礎年金番号、こうしたものもこういうものの符号に該当しますということになってございます。

ただし、除外規定につきましては、これまでと同様ですけど、除外規定は維持をしているということでございます。

それから、要配慮個人情報の定義につきましては、この囲みの中にありますけれども、この中で、実は郡上市の条例におきましては、この⑦以降の中で身体の障がいがありますとか、健康診断等でございますけれども、こういうことにつきましては、いわゆる市の施策の中で、いわば病歴や障がいなどが市の業務におきまして、必要不可欠な情報であるため、この中に法律の中でこういうふうに分されているものがありますけれども、そうした業務を推進するためには、これだけの対象に入っておりませんし、今回もその対象からは外しているということをつけ加えさせていただきます。

以上、個人情報の保護条例の一部を改正する条例でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてということで、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地区集会所等の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止する等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、今回の改正のところでございますけれども、今回は、別表1、別表2とありますが、別表1は公の施設の一覧でございます。こちらから高鷲板橋の集会所及び明宝アリーナのほうの削るということでございます。

別表第2は、本文の第4条関係で、使用の承認を受けなければならない施設の一覧がございしますが、そちらに属しておりますので、別表第2におきましても、この2施設を削るというものでございます。

附則につきましては、公布の日からですが、明宝アリーナにつきましては、学校施設としての位置づけを平成30年度からとすると。あるいは、予算の執行の関係もありますので、平成30年度の始まり、4月1日から施行すると、こういうこととしております。

また、板橋も、この集会所につきましては、本日提案をさせていただきます議案第74号におきま

して、財産の無償譲渡、認可地縁法人ひるがの自治会に無償譲渡する件と一对のものでございます。

今回、ここの公の施設から外させていただくことにつきましては、板橋集会所につきましては、今の無償譲渡を行いまして、地元自治会の振興のために施設を譲渡するものでございます。また、明宝アリーナにつきましては、資料をつけておりますのでごらんをいただきたいと思っておりますけれども、基本的には学校施設として、これまでも管理運営をされているところでございますが、設置をした当初から、これは木材流通合理化特別対策事業で整備し、そして公の施設としての位置づけがされているものでございます。しかし、市内の各小中学校においても、こうした施設につきましては、学校の施設としての第一の管理運用ということを基本として使用しているということでございますし、実態もそういうことでありますので、今回はそうした位置づけに変えたいということでございます。

なお、これまでのように学校開放ということにつきましては、同様の施設利用はしていただけるということでございます。ここで学校開放条例というものは、この説明資料にございます下線部のあるところの上から2行目のところ、そしてそのさらに下2行のところ、それから○参考のところの中ほどのところに「解放」という文字がありますが、これを開けるという、開け放つという字で、解くという字ではないということで、ちょっと誤りがございますので、訂正しておわびをさせていただきます。大変申しわけありません。

今後につきましては、学校施設として管理運営し、必要な修繕や改修等も工事事業の対象として十分行っていけるということも確認をされているところでございますし、同時に、建設時に受けた国費・県費の補助金返還については、これは問題がないということで調査済みでございます。

新旧対照表につきましては、先ほど申し上げたとおりのところでございますので、省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号 郡上市税条例の一部を改正する条例について、郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、今回の改正でございますが、この税条例中の24条の第2項「控除対象配偶者」という表記を「同一生計配偶者」に改めるというものと、附則の第5条第1項中、同じく「控除対象配偶者」という表記を「同一生計配偶者」に改めるというものでございます。

附則の施行期日ですけれども、この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、改正後の郡上市税条例に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によるという取り扱いしたいということでございます。

先に、ちょっと新旧対照表の前に、資料をきょう議会の始まります前に各机に1枚物で税条例の一部を改正する条例についての概要ということで議会資料を配らせていただいておりますので、ありますでしょうか。

2017年度の税制改正におきまして、配偶者控除を満額受けられる配偶者の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げるなど、配偶者控除、配偶者特別控除が見直されるということでございます。これに伴いまして、実はこの現行の控除対象配偶者が控除対象配偶者と同一生計配偶者と源泉控除対象配偶者と、この3つになるというふうな背景があるわけでございます。今申し上げたのは、この変更理由の中ほどのところと、その下に書いてある①②③でございます。

今回は、郡上市の税条例につきましては、表記は変わりますが、この控除対象配偶者から同一生計配偶者に変更しても、その中身としましては、生計を一にする合計所得が38万円以下の配偶者、この程度については、何ら変わるものではございません。この変わらない内容におきまして、新旧対照表をごらんいただきますと、第24条の2項のところ、これは個人の市民税の非課税の範囲でございます。この、いうふうに表記が変わりましたけれども、今回の条例の適用は何ら変わることはなくて、前年度合計所得金額は28万円にその者の同一生計配偶者、これは先ほど申し上げたように、合計所得が38万円以下の配偶者ですが、及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額、その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額、これ以下であるものに対しては、均等割を課さない。こういうことございまして、取り扱いについては、何ら変わるものではございません。

附則のほうの第5条にありますのは、今後は市民税の所得割の非課税の範囲等でございますけれども、これもただいま申し上げたことと同様でありまして、取り扱いには何ら変更はございませんので、よろしく願いをいたします。

以上、郡上市税条例の一部を改正する条例について、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続いて、消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてをお願いいたします。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方公共団体の手数料の表示に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするというものでございます。

本文のほうを見ていただきますと、別表第1と第2の改変になるんですけれども、最初の部分がこれ別表第1の手数料に関する金額の改正になります。で、裏面を見ていただきまして、一番最後のほうに別表第2について、法施行規則の改正をするというものになります。

資料をお配りしてありますので、資料のほうをごらんいただきたいんですけども、最初に手数料の改正理由について、改正理由の①②になります。手数料は、地方公共団体の手数料の表示に関する政令に定められている標準額に基づいて規定されています。手数料の標準額は、人件費単価、物価水準の変動に伴う見直しが3年ごとに行われております。平成29年度は見直しの年度となります。この標準額の見直しによる政令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

手数料について、先に御説明しますが、主な改正点として、真ん中の①から③までになりますけども、高圧ガス容器の検査に係る一部のものや液化石油ガス関係の充てん設備変更許可申請に係るものから、危険物施設の特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可や検査に係る一部のものになります。

次のページの手数料改正の一覧表が載っております。高圧ガス保安法関係は、これは区分ごとの現行と改正後と増減額が載っております。単位は円であります。一番上の表の高圧ガス保安法関係は、1円から20円の減額となります。その下の液化石油ガス関係のものは2,000円の減額となります。

その裏面ですが、準特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料というのは、これは一つ一つの金額が大きいということと、それからタンク容量によって細かく分かれておるんですけども、これ大規模な施設になりますので、手数料も小分けになるために、一番右側の増減額は1万円から30万円の増額となります。

なお、この特定とか準特定タンク貯蔵所は、現時点で郡上市にはありません。

それからまた、添付資料の一番表に戻っていただきたいんですけども、次にもう一つのほうですが、引用する法施行規則名の改正ということで、改正理由の②になります。それから、主な改正点としては、主な改正点の④になるんですけども、農業災害補償法の一部改正に伴って引用している施行規則名について、農業災害補償法施行規則を農業保険法施行規則に改めるものであります。

新旧対象表のほうをごらんいただきたいんですけども、ただいま説明した手数料の金額の改正がずっと列記してありますし、一番最後の25ページには、今の引用する法施行規則面の体制が載っております。

また本文のほうに戻っていただきまして、裏面になりますけども、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

次に、議案第11号ですが、議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

この条例は、消防団員の公務災害補償等に対する損害補償について規定していますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づいています。同政令が一部改正されたことに伴い、この条例を改正するものであります。

次のページに本文がありますけれども、新旧対照表のほうをごらんください。

まず最初の改正は、第2条になります。この2条は、損害補償を受ける権利について規定しております。その対象として、この条文の一番最初のほうには、消防団員等の公務中の事故について記載してあります。

次に、消防災害従事者等のラインでないものの事故について規定をしてあります。

今回の改正は、この消防作業従事者についての条項になります。消防作業従事者というのは、火災を発生させた者や建物の関係者、現場付近にいる者で、消火や人命救助等の消防作業に従事した者のことを示します。また、この大元は火災を前提としたものになります。で、今回のこの改正部分、アンダーラインのところですけども、消防法第36条というのは、防災管理として火災以外の災害について規定をしています。その中で、火災以外の災害、例えばですけど、暴風雨とか豪雨とか地震などのときに、人命救助などの消防作業に従事した者も火災に準用するというものです。つまり、火災のときと同様に扱うよということが規定してあるものです。ただ、この36条は1項から8項までありまして、1項から7項までは防災管理に関する通常業務等について規定しておりまして、この消防作業従事者に関する部分は第8項になります。このために、今回36条第8項として、条項を明確にするものでありまして、内容が変わるものではございません。

それから、新旧対照表の裏面ですけども、第5条の改正ですが、第5条は損害基準額について規定をしています。損害基準額は、扶養親族のある場合には、その区分によって加算をされます。区分は1号から6号までありまして、これがこの新旧対照表で各号の加算額の加算額の体制になるというものであります。

なお、この加算額というのは、一般職の職員の給与に関する法律、給与法といいますけれども、この給与法の扶養手当の支給額に基づいて算出をされております。

資料をお付けしておりますので見ていただきたいんですけども、一般職の職員の給与に関する法律改正による扶養手当支給額の改定についてというんですけども、これ平成28年8月の人事院の給与改定勧告を受けて給与法が改正され、扶養手当の支給額も29年、30年と、段階的に改正されています。1号というのは配偶者で、支給額が段階的に減額されております。2号は子どもですけども、基本的に支給額は段階的に増額となっております。それから3号から6号までは孫とか父母などになりますけれども、基本的な支給額は変化がありません。それからまた、この2号から6号までの配偶者等がない場合の扶養手当の取り扱いが廃止をされております。

その裏面ですけども、こちらが給与法改定に伴う非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め

る政令の改定についてということで、今回の部分になるんですけども、補償額の加算額は、扶養手当の先ほどの支給額の日額換算したものというふうに定められております。それに基づいて、給与法の改定で扶養手当の支給額が改正されたことから、加算額についても先ほどの表と同様に改正されたものです。

29年、30年と段階的に改正をされたもので、29年については条例改正がもう終わっておりますので、今回は中段の29年から30年にかけての改正ということになります。1号の配偶者と3号から6号までの孫や父母等は一律に217円に、2号の子どもは一律に333円に改正するものでございます。

また、本文のほうに戻っていただきまして、一番下のところになりますけれども、附則としまして、改正期日は平成30年4月1日というもので、あと経過措置が載せてあります。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 商工観光部、議案第12号でございます。議案第12号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について、郡上市小口融資条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、中小企業信用保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

本文のほうでございますが、郡上市小口融資条例の一部を次のように改正する。第6条第1号中「1,250万円」を「2,000万円」に改め、同条第4号中、「96箇月」を「120箇月」に改めることとでございます。

その次のページの新旧を見ていただきますと、旧のほうでは貸付限度は1,250万円でございます。また貸付期間は96カ月でございましたが、それをそれぞれ2,000万円以内ということと120カ月以内というものに改正するものでございます。

これにつきましては、きょう皆さんお手元に、商工観光部の条例改正資料というのをお配りしておりますけども、縦長の冊子でございますが、これの1ページをごらんいただきます。これが国の制度紹介の資料でございます、タイトルがありまして、中ほどに3番のAの（2）小規模事業者への支援の拡充というところで、限度額を1,250万円から2,000万円に拡充する。それがいわゆる根拠条例といいますか、国の法律の改正の趣旨でございます。また、この96カ月から120カ月に延ばしますのは、岐阜県信用保証協会の取り扱い要綱の変化によりまして、それに応じて郡上市のほうも改正をするというものでございます。

では、続いてお願いいたします。

議案第13号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるもの

とする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、小水力発電施設を新たに設置したいため、この条例を定めようとする。でございます。

本文につきましては、郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。名称、石徹白清流発電所、ここは変わりございません。その下に、阿多岐清流発電所、位置が郡上市白鳥町阿多岐1160番地1、この1行を加えるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ございまして、その次のページに新旧対照表がございますけれども、これが今申し上げました、旧のほうでは石徹白のみですが、新のほうで阿多岐を加えるというものでございます。

これにつきましても、確認のために、先ほどの商工観光部の資料の2ページ目、3ページ目でございます。左側には郡上市全体の小水力発電の現在稼働しているもの及び今後の予定も含めた箇所の位置図をつけておりますし、右側には、これたしか年末にもお示ししましたが、この阿多岐の施設ができましたので、来週通電式を行いますけれども、これが3月から稼働を始めるということで、今回の条例に加えるというものでございますので、お願いいたします。

続きまして、議案のほうに戻ります。

議案第14号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、企業立地奨励金等を受けられる基準の特例を延長するため、この条例を定めようとする。であります。

本文としましては、郡上市企業立地促進条例の一部を次のように改正する。附則第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。でございます。

これにつきましても、商工観光部の資料をごらんください。資料の4ページでございます。

4ページに、郡上市の企業立地促進条例、これを抜粋しましてわかりやすくしたチラシがございますけれども、少しかいつまんで申し上げると、いわゆるこの奨励金を受ける条件が、要件とございますけれども、投下固定資産額が5,000万円以上、かつ新たに常時雇用する従業員が5人以上というのが一番原則でございます。

もう一つの条件が、市内に事業所等を増設または移設した場合には、資産額が3,000万円以上、かつ新たに常時雇用する従業員が3人以上というのが原則でございますけれども、これを平成21年からことしの3月31日まで、いわゆる緩和要件を適用してまいりました。その緩和というのが、本来

5人とあるべきところを3人以上というふう読みかえますし、本来3人以上とあるべきところを1名以上というふう緩和してやってまいりましたが、これについても、あと3年間、この緩和条件を延長していただきたいと。それがこの改正の趣旨でございますのでお願いいたします。

新旧対照表も、そのことが明記してございます。

続きまして、議案第15号 簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について、簡易水道等事業の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、工業団地事業特別会計を設置するため、この条例を定めようとする。でございます。

これにつきましては、中に入っております前に、いわゆる議案の名前が少し工場立地といっできませんので、そこにあの特別会計できませんので、そこを簡単に御説明しますけども、皆さん既に議案要旨というのがお配りしております、議案要旨のところの、この番号の15番でございますけども、ここに書いてございますが、ここの説明でございます。そんなに、ちょっと説明をするようにしますけども、いわゆる本来この条例は、郡上市特別会計条例に今の工業団地特別会計を加えるというのが趣旨ですけども、この特別会計条例そのものが昨年12月の条例改正で、ここにあり簡易水道の整理条例、その中に組み込まれておまして、現在その施行が、それは改正をされましたけれども、施行が4月1日にされますので、まだ施行前ということで、この条例自体がまだ固まっておりませんので、その状態でこの特別会計条例に加えようしますと、こういった事務手続になるというものですので、あくまで本文としては、この特会条例の工業団地の特別会計を一つ加えるということでございますので、御理解をお願いします。

そういったことございますけども、これにつきましては、後ろのほうに新旧対照表ございますし、さらにその後ろのほうに、横長で（参考）郡上市特別会計条例新旧対照表というのをおつけしております。これが一番わかりやすいかと思うんですが、いわゆる向かって右側、旧のほうですと、一番最初に簡易水道事業特別会計というのがございまして、これが12月の改正で削除をされました。そして、ずっと行きますと、旧のほうの一番最後に、小水力発電事業特別会計、ここまでが入っておった形でございます。今回これに、新しい新のほうの左側の（9）の工業団地事業特別会計、これに加えようというものでありますので、商工関係の2つの特別会計、小水力と工業団地をまとめて見やすくして、真ん中の新しい8番、9番に加えようと、そういう改正の趣旨でございます。

そして、財産区のほうは財産区でまとめて表記をしましょうと、そういう順番の整理も行ったというのを一遍にお願いするわけでございますので、基本は、いわゆる工業団地の特会の追加でございますけども、そういった順番の整理も含めて改正をお願いしたいというものでございます。よろしく申し上げます。

続いて、議案第16号 郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例の制定について、郡上市産業プラザの設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、「郡上市産業プラザ」の設置及び管理に係る規定を整備するため、この条例を定めようとする。でございます。

めくっていただきまして、本文ですけれども、今回新しく制定しますので、要点をかいつまんで御説明申し上げます。

そしてあわせて、この商工観光部の資料のほうの5ページに、この産業プラザに入居します団体を1階から4階まで明記して、少しわかりやすくした、こういった資料もつけておりますので、両方一遍にごらんになりながらお願いします。

まず、条例でございますけれども、第1条、設置。市の産業振興の促進と人材の育成・確保等を図るため、郡上市産業プラザを設置する。

第2条、名称及び位置。プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、郡上市産業プラザ。
(2) 位置、郡上市八幡町島谷130番地1。

施設。第3条、プラザに次の施設を置く。(1) 事務所。(2) 移住定住・起業推進室。(3) 会議室。(4) 相談室。(5) 交流ホール。

第4条、施設等の貸し出し。前条第1号から第4号に規定する施設は、市の産業、経済の振興又は移住定住促進を目的として活動する次に掲げる団体に貸し出すことができる。(1) 商工業者等の支援を行う団体。(2) 観光情報発信、国内外の観光客誘致を行う団体。(3) 高齢者の活躍を支援する団体。(4) 人材育成、人材確保、後継者育成又は移住促進などにかかわる団体。(5) その他市長が認める団体でございます。

5条、そして5条については、省略をいたします。

6条、交流ホールの使用許可。交流ホールといいますのは、構成図の4階のほうにあります。番号では9番という、交流ホール、会議室ホールでございます。第6条、交流ホールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。使用の許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。2、市長は、プラザの管理上必要があるときは、前項の許可について条件をつけることができる。でございます。

以下、第7条、8条は省略しまして、第9条、交流ホールの使用料でございます。使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。2、市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。でございます。この別表というのが、その次のページに書いてございますけれども、交流ホールの平日使用の場合と休日使用の場合に分けて、午前午後、また終日につきまして、こういう金額を定めようというものでございます。

備考につきましては、休日の定義、あるいは延長して使う場合には平日は1時間1,620円、休日は2,160円、さらに冷暖房の場合には1時間1,080円という冷暖房費を徴収します。また、使用者が商業宣伝、あるいは営業などの営利を目的とする場合には、使用料に2を乗じた額、2倍の金額をいただくというものでございます。

本文のほうに戻っていただきます。

あとは、特に省略したいと思えますけども、15条ですが、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

以上が、産業プラザの設置及び管理に関する条例の制定でございます。

続きまして、議案第17号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、施設改修に伴い、使用料の額を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

これにつきましては、今、OUTDOOR STYLE AMIDAという名前で一昨年、平成28年8月からリニューアルオープンで指定管理者も変わりました、変わりました後に8月から営業しております。これ少し新旧対照表で御説明申し上げますけども、新旧、横にしてごらんいただきます。

まず、もともとこの条例には、キャンセル料ということが規定してございませんでした。いわゆる旧のハートピア四季には、キャンセル料の規定がなかったわけですが、それを今回、キャンセル料の規定を設けたいというものでございます。

新のほうの第9条でございます。市長は、使用者が宿泊の予約を取り消した場合は、別表3に定めるキャンセル料を徴収することができるものとする。

この別表3というのは、次の次のページ、4ページに書いてございます。キャンセル料は宿泊日の10日前から2日前は30%、同じく前日は50%、当日は100%をキャンセル料で徴収するというものでございます。

続いて、新旧対照表戻っていただきまして、第14条、第15条は、条ずれの修正でございます。そして、新しいほうの、左側の第16条に字句の訂正をしております。今までは、「き損」の「き」という字を平仮名を使っておりましたが、今回、「毀損」の「毀」は漢字に改めるというのが、新しい16条の改正点です。

続いて、その次のページ、2ページ、3ページ、つながってございますけども、別表第2というのがございます。これが今回の大きいところでございますけども、今まで1泊2食、また1泊朝食、

1泊夕食、素泊まり、これについて、かなり細かく宿泊料を設定しておりました。それがこの右側の旧のほうの状態でございますけども、そして上限が、例えば1泊2食でいいますと、一番高いときが税込みで1万800円というふうでございましたけども、これを今回上限引き上げて1万6,740円にしたいというものであります。なおかつ1万6,740円以内で料金の設定をするということでございます。

理由としましては、新しい指定管理者になりまして、なおかつかなり施設をよくしてリニューアルをしました。1年半ほど営業してきましたが、好調に今推移をしております。ですので、建物もよくなり、あるいは経営体制も変わったので、いわゆるグレードアップを図ってきたので、それにあわせて宿泊料金のほうも上限を約1.5倍引き上げたいというものでございますので、一般の指定管理のように、この条例上の金額は上限でありますので、この上限の下で安い金額で設定して、市長の了解を得て施行すると、そういうルールは変わっておりませんので御了解願います。

以下、同じように1泊朝食、1泊夕食、素泊まりも、この新のほうのこの金額が上限金額に改めたいと。おおむね今までの1.5倍というふうにご理解願いたいと思います。

以上がAMIDAでございます。済みません、今のAMIDAの続きですが、新旧対照表の一番下のところに備考というところで、1番から2番につきましては、新設と、新しく設けるということでございます。

続きまして、議案第18号でございます。郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、白山長滝公園内、道の駅施設の改築に伴い、所要の規定を整備するためにこの条例を定めようとするということでございます。

これは、新しく今までの呼び方の道の駅白鳥が、新築工事が今終了しまして、部分的に今営業しておりますけども、それに伴って所要のものを変えようというものでございます。

これも新旧対照表でかいつまんで御説明します。

これは、この条例でもって、白鳥には3つの道の駅ございますけども、その3つの道の駅を全てここで規定しているというものでございます。今までとしましては、別表という形で別表を特に分けずに、中で、施設で分けておりましたが、新しいところでは別表1、別表2というふうに分けごとに分けるというのが全体の新しいルールでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表の2ページでありますけども、向かって右側白山長滝公園、これは長滝の道の駅でございますけども、今までは管理棟、和室がございました。そして青空市場もございましたが、これが新築に伴ってなくなりましたので、新しい、左側の新では、これを削除しております。また、施設の呼び方も、食堂・テナント・売店としたものを、飲食コーナ・特産物

販売所というふうに改めるというものでございまして、金額そのものは変わっておりません。というものであります。

また、大きな2番の白鳥地域特産物振興センターにつきましては、これは清流の里しろとりの道の駅ですけども、ここにつきましても、ここは字句の訂正が、済みません、先ほどの長滝もそうですけども、従来利用料と呼んでいたものを使用料に改めたいというものでございますし、この物産センターにつきましては、下のほうに自動販売機の設置とありまして、たばこの自販機がございましたが、新しくは撤去いたしますので、新しい条例では削るというものでございます。金額については、変わりはありません。

同じく4ページをごらんいただきまして、別表第3は、白尾ふれあいパークでございます。これも従来はたばこ自販機の項目ございましたが、それは新では削るというものでございます。

そういった表の整備と削るものの確認ということが今回の条例の改正内容であります。済みません、少しはしりますのでお願いします。

議案第19号でございます。郡上市明宝野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市明宝野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、明宝野外ステージの使用料を見直し、利用促進を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

これにつきましても、次の次のページの新旧対照表をごらんください。

ちなみに、確認で、この資料のほうには6ページに、いわゆる明宝のソノランアターという屋外のステージの写真を載せております。ここの施設であります。今まではイベント等とクラブ活動等というふうに区分けをしておりました。なおかつ、イベントのほうは、入場者数が3,000人以上と3,000人未満というふうに分けまして、3,000人以上は32万4,000円をいただきますと。そして電気の使用料もいただきますと。そして、3,000円未満の場合は10万8,000円プラス電気料というのをもらうというふうにしておりましたが、昨今やはり、大規模イベントが減ってまいりましたし、不況ということもございますが、実際に営業しているときに、3,000人以上の可能性のあるイベントの話が来ても、32万4,000円と言うと、相手が高過ぎてできないということですので、10万8,000円に統一をして利用促進したいということでございますので、いわゆる昔のすごくたくさんイベントが盛んであつて景気がよかった時代というのは、かなり利用もあつたんですけども、昨今の事情に合わせて料金を一本化したいという趣旨でございます。

最後であります。議案第20号 郡上市高鷲吠高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市高鷲吠高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、管理棟を整備することに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするということでございます。

これにつきましても、商工観光部の資料の一番最終ページ7ページで確認のためにグラウンドの平面図及びその次の8ページには、今建設中のクラブハウス、これの平面図を参考につけておりますので、こちらをごらんになりながらお願いいたします。

これにつきましても、新旧対照表を開いてください。新旧対照表の1ページでございます。

A・B・Cグラウンドにつきましては、そのとおりですけれども、管理棟が加わりますので、第3条関係には管理棟を1つ加えるという別表の改正でございます。また別表第2につきましては、新しく管理棟に伴って会議室とシャワー室というのが管理棟には備え付けてございますが、その使用料についてです。会議室は、市民の方は無料でございます。そして市民以外の方は1時間につき1,080円の使用料をいただく。また、シャワーにつきましては、市民の方も市民以外の方も一律1人1回100円というのをもらうということでございます。これが従来にはなかったところでございますので、これを加えるというものであります。

そして、1ページから2ページ、またがっておりますけれども、備考というふうにあります。備考で、入場料を徴収する等営利を目的とするものとみなされる場合は、使用料の2倍の額を徴収するものとするということで、先ほどの産業プラザと同じように営業目的の場合には使用料を倍にするという規定も含んでございます。

以上が商工観光部提案の条例規制でございます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、議案第21号、22号について説明をさせていただきます。

最初に、議案第21号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、土地改良法の一部改正等によりまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正する条例の本文がでございます。条ずれを修正するところ、第3条第3項中「法第113条の2第3項」を「法第113条の3第3項」に改めるものでございます。

それから、別表が下に記載してございますが、それおめくりいただきまして、こちらの旧の別表を新規のほうの別表に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

おめくりいただいて、新旧対照表がでございます。その新旧対照表の次に資料をつけさせていただいておりますので、まずそちら、資料をごらんいただきたいと思います。

改正点といたしまして、土地改良法の一部改正により土地改良法第113条の2が新たに新設されたことによる条ずれに対応するために、第3条第3項に引用する「(土地改良法)第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改めるものでございます。

それと、あともう一点ですが、農道につきましては、路線数も数多くございます。また延長も長いということで、受益者を特定するというのがなかなか難しい面もございまして、また道路の規格等さまざまである。そうしたことで、負担金に不公平感があったり、またあるいは、徴収できない場合は当然に必要な整備ができない。そうしたことも懸念されるということもございますので、農道整備に係る地元分担金の規定を削るものでございます。

新旧対照表のほうに戻っていただきまして、新旧対照表の1ページ目でございます。こちらが第3条第3項ですが、左が新で右が旧でございます。アンダーラインの引いてあります「法第113条の2第3項」を「法第113条の3第3項」に改めるものでございます。

それから、おめくりいただきまして、2ページでございます。別表でございますが、右側にはこのアンダーラインのところ、まず4番の国庫災害復旧事業ですけれども、補助残の100分の10ということで、「(受益面積1ha以上の農道災害は負担金なし)」とございますが、こちらのほうについては、「(農道災害は負担金なし)」ということで、面積要件もなく、農道については負担金を取らないことにいたします。

それから、その次の市単独事業ですが、ここの(2)のところ、農道整備について100分の10を分担金としていただくようになりますが、ここの(2)については削除をいたしまして、それ以降、(3)(4)(5)をそれぞれ(2)(3)(4)にします。また、新しくその(3)にした単独災害復旧の部分につきましても、「(農道災害は負担金なし)」というただし書きを付け加えるものでございます。

以上が、郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

続きまして、議案第22号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、公営住宅法の施行規則の一部改正等によりまして、所要の規定を整備するために、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、改正条例の本文がでございます。こちらのほうで、第1条のところ条ずれを修正する項目がございまして、その次の別表の欄でございますが、別表の欄、この八幡町からそれぞれ市営住宅の位置を示す表記がございまして、こちらのほうが、ずっとそれぞれ改正後の表記がございまして、その後、市有住宅の管理条例の一部改正ということで条ずれの部分がござい

まして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

おめくりいただいて、新旧対照表の一番最後のところに、この条例案の概要ということで資料をつけさせていただいております。こちらのほうで、まず改正点でございますが、公営住宅法の施行令第11条が第12条に繰り下げられることによりまして、市営住宅の管理条例で引用している箇所の条ずれに対応するもの。それから、公営住宅法施行規則第8条が第7条に繰り上げされることによりまして、郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例で引用している箇所の条ずれに対応するものでございます。

続いて、福島復興再生特別措置法第21条が第40条に繰り下げられたことによりまして、郡上市市営住宅管理条例で引用している箇所の条ずれに対応をいたします。

それと、あとは、郡上市市営住宅管理条例の別表がございますが、その別表の中に各住宅の位置に関する住所表記がありますけれども、そちらのほうを郡上市からの住所表記に改めるものでございます。

それと、郡上市市営住宅管理条例、同じく別表の中で、吉田住宅の位置に関する住所表記で字名を「吉田」から「初納」に変えるものでございます。それとあと、万場団地の位置に関する住所表記で番地を「1866番地1」から「1866番地4」に改めるものでございます。

新旧対照表の1ページ目にお戻りいただきまして、今ほど御説明をさせていただきました、まず第4条第2項、福島復興再生特別措置法第21条とあるのを法の改正によりまして、「第40条」に改めるものでございます。

それから、その次、第19条の2項ですけれども、公営住宅法の施行規則第8条を「第7条」に改めるものでございます。

それから、おめくりいただきまして、こちら、2ページ目の1行目ですけれども、「令第11条」とあるのを「令第12条」に改めるものでございます。

それから、その次、別表がございますが、右側の旧の位置の表示ですけれども、八幡町の場合は柳町住宅、愛宕住宅、初音住宅とありますが、柳町465番地1とか、こうした住所表記がずっとありましたが、これにつきましては、郡上市八幡町とか、そういった、郡上市から始まる住所の位置の表示に変えさせていただきます。

この下から4行目ですけれども、吉田住宅については、「吉田1400番地」とありましたけれども、こちらの字の表示が吉田ではなくて、初納でございますので、「初納」に修正をさせていただくものでございます。

それと、あとおめくりいただきまして、同じようにずっと郡上市からの表示がございますが、この4ページ目の上から3行目、万場団地でございますけれども、「1866番地1」でございますが、こちら平成28年度にこの土地を分筆して市の土地として購入をいたしました。そうした関係で分筆し

て、新たに「1866番地4」となりましたので、住所の表記をこのように変えさせていただくものでございます。

それから最後、6ページのところですけども、こちらのほうは市有住宅の管理条例のほうですが、こちらの第12条の第2項で同じように公営住宅法の施行規則の改正によりまして、第8条を第7条に修正をするものでございます。

以上で、郡上市市営住宅管理条例及び市有住宅管理条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 健康福祉部のほうでは、議案第23号から29号までを御説明させていただきます。

まず最初、議案第23号をよろしくお願いいたします。

議案第23号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体として都道府県が加わり、事業費納付金の確定値が示されたため、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案の次に添付いたしました資料に基づき説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

改正内容の1点目は、医療分の賦課方式を試算割を賦課しない3方式に変更いたします。医療分の資産割につきましては、他市町村に所有する固定資産や金融資産は賦課されないと不公平感などの課題により、全国的にも資産割を賦課する市町村が減ってきている状況や、県が行う事業費納付金の算定では、標準賦課方式を3方式としての現状から、本市におきましても3方式に変更するものであります。

2点目は、医療分の資産割を廃止することにより、所得割の税率が引き上げられることによるため、過度の負担増となる世帯がふえないように公費拡充と基金取り崩しにより負担増の抑制に努めました。結果、所得割の医療分は現行の5.44%から5.6%に、後期高齢者支援分は原告の2.06%から2.20%に。介護分は現行の1.76%から1.8%に。また応益分であります均等割の医療分は、現行の2万8,000円から2万5,500円に。後期高齢者支援分は、現行の1万1,600円から1万4,000円に。介護分は、現行の1万4,400円から1万6,700円に。平等割の医療分は2万5,300円から2万円にするための改正であります。

3点目は、均等割及び平等割の税率改正に伴いまして、低所得者に対する国民健康保険税の軽減

額が改正されます。今回の改正により均等割は7割軽減額が、医療分は1万7,850円に、支援分は9,800円に、介護分は1万1,690円に、5割軽減では、医療分は1万2,750円に、支援分は7,000円に、介護分は8,350円に、2割軽減では医療分は5,100円に、支援分は2,800円に、介護分は3,340円に、また平等割は医療分の7割軽減が1万4,000円に、5割軽減が1万円に、2割軽減が4,000円に改正されます。また、資料下段にあります、ちよつと字が小さいんですが、特定施設及び特定継続世帯とありますが、後期高齢者医療制度施行に伴いまして創生された国保税の軽減制度であります。特定世帯とは、例えば高齢者2人暮らしの場合で、お一人の方が後期高齢者医療保険に移行となり、国保加入者が1人となった場合に、5年間につきましては平等割が2分の1になる世帯をいいます。また、特定継続世帯とは、特定世帯としての5年間の期間が終了した世帯を、その後3年間、平等割が4分の3となる世帯をいいます。

議案に戻りまして、新旧対照表の1ページをごらんください。

条例第2条の2項では、資産割を賦課しないことにより、資産割を削除しております。また、第3条の1項では、医療分の所得割の改正を。

2ページの第4条は、資産割を賦課しないことにより条文を削除しております。第5条と5条の2では、医療分の均等割と平等割額の改正を。

3ページの第6条、7条では、後期高齢者支援分の所得割、均等割を。8条、9条では、介護分の所得割、均等割を改正しております。

4ページの第23条では、低所得者に対する軽減につきまして、第1号では7割軽減について、第2号では5割軽減について、6ページの第3号では2割軽減について改正しております。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第24号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について、郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料を定める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、これも議案の次に添付いたしました資料に基づき説明をさせていただきます。

改正理由といたしましては、第7期の第1号被保険者の介護保険料の額を定めること。また、介護保険法の改正により、介護給付や保険料等に関する調査対象者の範囲が拡大されたため、所要の規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、第7期の第1号被保険者の介護保険料を現行の基準額「4,700円」から「4,800円」といたします。介護保険料は所得段階に応じて9段階に分かれておりまして、第1段階では、国の基準は0.5となっておりますが、低所得者への軽減といたしまして0.45となり、

基準額は月額2,160円となります。

資料の2ページをごらんください。

介護保険料の算定方法は、この2ページの上段に示してあるとおりですが、介護費用総額は、第6期計画時より5.4%増の136億円を見込んでおります。

費用がふえる主な要因といたしましては、①のところのア) からエ) に上げておりますが、平成30年度から新たに設置される介護医療院。また2つ目は認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の新設。それから介護報酬の引き上げ、消費税率の引き上げに伴う介護報酬の改定などにより、介護費用の増額を見込んでおります。

2点目といたしましては、3ページになりますが、第1号被保険者の費用負担割合が現行の22%から23%に変更されることです。

3点目といたしましては、7期中の第1号被保険者数の微増と要介護認定者の1割程度の増加を見込んでおります。

以上の要因により、介護保険費用総額の増加が見込まれますが、4ページを見ていただきますと、このような総額がふえるわけですが、基金を2億円取り崩すことによりまして、介護保険料基準額を月額4,800円といたしました。

改正の2点目ですが、5ページに書いてありますように、被保険者の資格や保険給付、保険料などに関して、必要がある場合は市町村の質問審査権が法で定められております。その対象がこれまで法の中では第1号被保険者の配偶者でしたが、64歳以下の第2号被保険者のサービス利用がふえてきたという現状などを踏まえまして、今回その範囲が拡大されたものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第25号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正により、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案の次に添付の資料1、2をもって説明をさせていただきます。

改正理由ですが、介護保険法が改正によりまして、地域密着型サービスに「共生型サービス（通所介護）」が位置づけられたため、当該サービスに関する基準を定める。また、厚生労働省令が改正されまして、地域密着型サービス事業の運営等の基準が一部見直されましたので所要の規定を整備するものでございます。

地域密着型サービスはということで、ここに点線で囲ってありますが、平成18年4月から創設さ

れたサービス体形です。事業所のほうの指定や監督は市が行うことで、原則、指定をした市町村の被保険者のみが利用できるサービスとなっております。

サービスの種類といたしましては、資料の一番最後の資料2と書いてあるところを見てください。一番最後の資料です。

地域密着型サービスの種類といたしまして、ここに11ほどの種類が書いてあります。本改正条例のサービスの利用対象者は、ここにありますが介護度でいうと、要介護1から要介護5の方が対象となります。この11の資料の中には、現在市内にはない事業所も多々あります。今回、この地域密着型サービスの運営等の基準が見直されているということで、各これから御説明するサービスの共通改正点につきましては、このサービスの従事者の要件であったりとか、新たに介護医療院というのが設立されますので、そのようなところが対象施設に加わったということが、これから説明させていただく主な共通のところでございます。

資料の1ページに戻ってください。

改正内容のまず1つ目といたしましては、新たに共生型地域密着型通所介護の基準ができたということで、これは新たに新設されました。第231条、第232条関係となっております。そもそもこの共生型サービスですが、以前より障がいをお持ちの方が64歳までは障がいのサービスを利用してみえた。で、その方が65歳になった途端に、介護保険法に移らなければいけないということで、今までそのサービスになれていたというところでの、そういう支障を少なくするというので、今回新たに法が改正されて、障がい者サービスの事業所の指定を受けていけば、介護保険の事業所の指定も受けやすくなるというような特例等が設けられております。

そのような中で、この共生型地域密着型通所介護というのは、基本的には地域密着型通所介護の基準を適用しておりますが、新たにここに書いてあります1号、2号にあります事業に関し、満たすべき基準であったりとか、運営等に関する基準が設けられております。

資料の2ページをお願いします。

特に人員基準のところ、上から⑤の下に書いてあります人員に関する基準で、大きく変わったことは、例えば管理者の問題ですと、障がいの事業所は、管理者は兼務でよかったものが、この地域密着型共生型となりました以上は、常勤と非常勤ではなく、常勤というところでの管理者を置く必要がなくなってきております。

次、3ページ目です。

2つ目のサービスといたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準の一部改正ということで、これは郡上市には事業所はございませんが、第6条第32条、第39条に係るところでして、①から④に書いてありますように、人員の資格要件であったりとか、業務の兼務の要件等が改正されております。

その他のところでは、連携推進会議の開催間隔であったりとか、サービス提供範囲が改正されております。

次、4ページをお願いいたします。

3つ目のサービスといたしまして、夜間対応型訪問介護の基準の一部改正ということで、これも同じく事業所はございませんが、第47条関係といたしまして、ここにつきましても、従事者の基準等が改正されたというようなところがあります。

4つ目のサービス事業の療養通所介護の基準の一部改正ということで、これは第217条関係ですが、これも事業所はございませんが、利用定員の見直しが行われております。

5つ目のサービスの認知症対応型通所介護の基準の一部改正ということで、第65条関係ですが、共生型の利用定員の見直しということで、ここに地域密着型介護老人福祉施設と書いてありますが、これは29人以下の特養となりますので、現在郡上市にはございません。

6つ目のサービスの小規模多機能居宅型介護の基準の一部改正につきましても、従事者等の要件であったりとか、あと介護医療院等が対象施設に加えられたことが主な改正点でございます。

5ページ目の7つ目のサービスとなります認知症対応型共同生活介護の基準の一部改正というところで、これにつきましては、第111条、112条、117条、125条関係ですが、管理者であったりとか代表者の要件に医療介護院等が加わったものでございます。

特に3号では、身体的拘束等の適正化というところで、これは大変重要なところで新設されております。

6ページをお願いいたします。

8点目といたしましては、地域密着型特定施設入居者生活介護の基準の一部改正ということで、130条、138条関係でございますが、従事者等の要件が変わったとか、あとは介護医療院が追加となったということと、ここにも身体的拘束等の適正化のところが新たに設けられました。

9点目といたしましては、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の基準の一部の改正ということで、151条のほかのところ、同じくこれも従業者の要件であったりとか、介護医療院が追加されたこと。また新たに身体的拘束等の適正が位置づけられたというところがございます。

7ページのところの4の緊急時の対応といたしまして、新たに設けられました。

10点目ですが、看護小規模多機能型居宅介護の基準の一部改正ということで、サテライト型の事業所が新設されました。サテライト型というのは、本体の事業所と密接な連携をとれば別の場所で運営ができるというのですが、このようなところが一部新設されたものでございます。

8ページ目ですが、附則の一部改正といたしまして、2つ書いてありますが、病院・診療所の病床を地域密着型の施設に転換する場合の期限が平成36年3月31日まで延期となったこと、及び基準が設けられたということが新たに変わっております。

以上、この条例は、平成30年4月1日から施行することとなっております。

続きまして、議案第26号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

これにつきましても、添付しております資料をごらんください。

先ほどの議案第25号と違うところは、介護予防という言葉が入っていることです。この介護予防が入ることによりまして、先ほど対象者は要介護1から5であったのが、介護予防という名前が入ることによって、利用対象者が要支援、要支援2というところになるということの違いです。

資料の一番最後を見ていただきますと、地域密着型サービスの種類がありますが、今回の本改正条例のサービス利用対象者は、要支援1、2というところで、対象となるサービスは以下の3つのサービスとなります。

資料の1ページに戻っていただきまして、改正内容につきましては、介護予防という名前がついているだけで、この3つのサービス事業につきましては、先ほど第25号で説明させていただいた内容と同様となっておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、この条例につきましても、平成30年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第27号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

これにつきましても、添付の資料をごらんください。

改正理由といたしましては、厚生労働省令が改正されまして、そのことにより事業の運営に係る基準の一部が見直されたために、所要の規定を整備するものでございますが、特に重要なことは、括弧書きの中にありますが、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準というところが重要なポイントとなります。この介護予防支援という言葉自体なんです、ここにも書いてありますように、介護保険で要支援1または要支援2の認定を受けられた方がサービスを使うためにケアプ

ランを立て、そのサービスが利用できるような連絡調整を行う業務として、郡上市につきましても、要支援1または要支援2の方のプランは、郡上市直営の地域包括支援センターがやっておりますので、その事業とさせていただいて結構です。

改正内容といたしまして、ここにつきましても、効果的な支援の方法というところで、やはり共生型サービスが新設されたということで、今までは高齢者のサービスは高齢者の関係機関とだけ調整すればよかったんですが、これからは障がいのサービス事業者、関係者との連携が必要になるというところが基本方針のところにもあります。第2条のところ、障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者との連携を図るとするのは、これは高齢者でいうとケアマネの事業所のことです。そのような他職種と連携をする必要がここで設けられました。

次に、運営に関する基準に関しましては、第5条のところ、内容及び手続の説明及び同意のところが追加されております。

第31条のところでは、指定介護予防支援の具体的取扱方針といたしまして、やはり利用者や家族の参加を含めた会議をなささいとか、サービス計画をつくったら関係者に提供しなさい、あとは医療との連携も大変重要となりますので、主治医とか歯科医師会、薬剤師等にもそういう情報を提供しなさいということが加わっております。

裏面に移りまして、第23号のところでは、主治医との連携のところでケアプランを主治医に交付すること、そして、または第30号のところでは、関係事業所においても、関係事業所においては必要な情報の提供が求められたときは協力をするということが加えられました。

また、その他の改正といたしましては、新たな項とか号を加えたことによる項ずれ等の改正、または法の項ずれによる改正となっております。

この条例も、平成30年4月1日から施行することとしております。

次、議案第28号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定について、郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正により、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

この内容につきましても、資料のほうをごらんください。

制定理由といたしましては、介護保険法の改正によりまして、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されるため、所要の規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、居宅介護支援の指定基準を定めております。

まず、この言葉といたしまして、居宅介護支援というところですが、簡単に言いますと、ケアマネジャーの事業所のことを言います。要介護1から要介護5までの認定を受けている方のサービス

調整をする事業所のところでございます。

現在、郡上市内には、指定居宅介護支援事業所は14事業所ございます。実際市のほうが、これから指定権限が市に移りますので、市のほうがこれからこれらの事業所において、実地指導を行っていくことになります。

資料の2ページ以降には、条文解説の概要を載せております。この条例は、介護保険法第47条第2項及び第81条第3項の規定により、また厚生労働省令に基づいて定めております。これからは、従うべき基準というところを中心に概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、第1章の総則のところ、第3条の申請者の要件といたしましては、申請者は法人であることとしております。

第2章の人員に関する基準のところにつきましては、従業員の人数といたしましては、ケアマネジャーは事業所ごとに常勤1人以上が必要で、利用者35人またはその端数を増すごとに、さらに1人が必要となっております。

あと、管理者といたしましては、特に変わってきたところでは、今まで管理者は介護支援専門員でよかったんですが、管理者は主任介護支援専門員であることとされております。ただ、これにつきましては、平成33年3月31日までの経過措置がございます。

第3章の運営に関する基準のところでは、内容及び手続。第7条関係につきましては、内容及び手続の説明。同意のところでは、サービスの提供前には、運営規定など重要事項を文書等で説明して、同意を得てからサービス提供することが位置づけられております。

第8条のところでは、サービスの提供拒否の禁止がされております。

3ページに行きまして、指定居宅介護支援の具体的取扱方針第16条のところですが、特に従うべき基準のところでは、ケアマネジャーは居宅を訪問して利用者・家族に面接して行うことであつたりとか、サービス担当者会議を開いて利用者の情報を共有し、そしてその参加者から専門的な意見を求めること等をしております。

また、ケアプランにつきましては、利用者家族に原案を説明して同意を得ることとか、つくられましたケアプランにつきましては、利用者と担当者に交付することが盛り込まれております。

下から2番目のところの従うべき基準のところでは、毎月1回最低訪問するということと、あとはモニタリングの義務づけ記録等があります。あと、計画が変更された場合におきましても、計画策定時と同じような対応をとることが義務づけられております。

4ページ目のところでは、従うべき基準といたしまして、介護予防支援事業者から、要は、要支援1の方とか要支援2の方のプランにつきましても、ケアマネジャーの居宅介護支援事業者は、自分の業務に影響がない限りは適切に、要支援1とか2のプランの作成を委託を受けたときでも支障のない範囲でできるということが書かれております。

5 ページ目に行きまして、第26条のところでは、秘密の保持等がうたってあります。または、30条のところでは、事故発生時の対応等についても盛り込まれております。

最後、6 ページですが、第4章のところでは、基準該当居宅介護支援に関する基準といたしまして、第33条のところでは、郡上市には該当事業所はありませんが、基準該当居宅介護支援の基準についても、居宅介護支援の基準を準用することとしております。

この条例の施行日は、平成30年4月1日からとしておりますが、第16条第20号の規定につきましては、平成30年10月1日から施行することとしております。

最後になりますが、議案第29号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、西和良保育園を廃止するため、この条例を定めるものとする。

これにつきましては、新旧対照表のほうをごらんください。

西和良保育園につきましては、園児数の減少により、平成23年度から休園となっております。昨年8月に西和良自治会長から西和良小学校の和良小学校との統合に合わせ、平成31年4月1日をもって、西和良保育園の閉園の要望がありました。

市といたしましては、現在西和良保育園の幼児は、和良保育園に問題なく通園できており、保護者も少人数保育を希望していないことにより、今回西和良保育園を閉園することに伴い、条例の第2条の表の西和良保育園の項を廃止するものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、教育委員会関係分でございます議案第30号、続いて議案第31号を説明させていただきます。

議案第30号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について、郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、西和良小学校を和良小学校に統合するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりをいただきますと、改正条文が書いてございます。

もう1枚おめくりいただきますと、新旧対照表が書いてございます。向かいまして右側が旧でございますが、口明方小学校の次に西和良小学校が入ってございますが、この西和良小学校を削るという条例改正でございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するということでございます。

続きまして、議案第31号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、白山龍宝殿を市の施設として管理するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりをいただきますと、改正条例文がございます。

もう1枚めくって、裏面をごらんいただきまして、まず附則のほうを先に説明させていただきますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するということでございます。

次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行の白山文化博物館並びにたかす開拓記念館のこのところに、この表に白山龍宝殿、郡上市白鳥町長滝91番地を加えるものがございます。

なお、第12条でございますが、これまで博物館等の設置条例にございませんでしたが、管理の代行、第12条ということで、こちらは施設の指定管理ができるという条項を盛り込ませていただくものがございます。12条第1項、第2項、次のページの第3項、第4項、それから第13条に指定管理者が行う業務、第14条に指定管理者の権限、第15条に利用料金を規定してございます。

それから、次のページをごらんいただきますと、新旧対照表4ページ、市の施設となりますことで、こちらのほうで入館料のほうを設定させていただく予定でございます。

なお、入館料につきましては、新旧対照表の左側、新しいほうをごらんいただきますと、大和文化財収蔵・展示館並びに白山文化博物館、白山龍宝殿、同じ額で大人（高校生以上）1人310円、団体（20人以上）1人260円。小人（小中学生）1人100円、団体（20人以上）1人50円という入館料の規定をする予定でございます。

なお、白山龍宝殿につきましては、次のところに、この議案の添付資料をごらんいただきますと、そちらのほうに白山龍宝殿の寄附の経緯ということで書かせとっていただきます。

白山龍宝殿、当初は長滝白山神社・長龍寺・阿名院（長滝三社寺）と申しておりますが、こちらのほうが昭和46年に国・県・町の当時白鳥町でございます。補助金寄附を受けて建設をされたものがございますが、こちらのほう、国の重要文化財「宋版一切経」を収蔵しておりますが、平成28年度からこの平成30年度にかけまして、一部にカビが発生をいたしましたこと、これを修復することということで、現在この「宋版一切経」につきましては、県外の専門業者によって修復が行われております。これが平成30年9月に戻ってまいります。文化庁のほうの指導で、このまま同じように収蔵をいたしますと、また傷みが発生するといったようなことがございまして、大きい2番の（1）改修事業の内容というところがございまして、床下の換気口の閉鎖、あるいは一切経の収蔵棚の交換、あるいは温湿度データの管理のネットワーク化等を行って、今後適正に管理をすることという指導を受けておりますので、昨年12月に補正をさせていただきます。長滝白山神社が代表でございますが、1,750万円の補助金で、今申し上げましたような①から⑤までの改修事業を3月までに

行う予定としております。その後、6カ月ほど経過を見まして、その経過を見ましてから、9月に白山龍宝殿のほうに「宋版一切経」を戻すというような予定となっておりますが、いずれにいたしましても、4月1日から、この条例に位置づけをいたしまして、当面でございますが、市が直営で管理をしていくという予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で、説明を終わります。質疑については、会期日程に従いまして、改めて行います。

◎議案第32号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程35、議案第32号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、議案第32号を説明申し上げます。

議案第32号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、中濃地域農業共済事務組合理約の一部を別紙のとおり改正することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、この規約を定めようとするものでございます。

中濃地域農業共済事務組合ですが、農業災害補償法に基づく共済事業に関する事務を共同処理しております。加入する農家が災害を受けた場合、その災害を補填する共済業務を行っておりまして、中濃管内5市7町1村の13市町村で構成されている組織でございます。一部事務組合の組合理約の改正をする場合には、地方自治法第290条の規定によりまして、あらかじめ構成する全ての市町村議会の議決が必要であるため、今回上程するものでございます。

今回の規約改正の提案理由となっております農業災害補償法の一部改正する法律につきまして、初めにその概要を説明申し上げたいと思います。

お手元のほうに資料をお配りしておりますが、こういうふうな格好でお手元のほうに配っておりますので、こちらのほうで見ていただきたいと思います。

この農業災害補償法の一部を改正する法律ですが、昨年6月の通常国会において成立したものでございます。背景といたしましては、現行の農業災害補償制度については、1つとして、自然災害による就労減少が対象であり、例えば、市場等での販売価格の低下等の、そういったものは対象外

であったということ。2点目は、対象品目が米や麦など限定的で、農業経営全体をカバーしてない等の課題がございました。

こうしたことから、農業経営者ごとの収入全体を見て、総合的に対応し得る新たな補償制度を創設しようとするものでございます。

法律の概要といたしましては、中段に掲げてありますが、1つといたしまして、法律名を農業保険法に変更するという。2つ目としまして、これは主体でございますが、農業経営収入保険事業を創設するものでございます。3つ目としましては、農業共済事業の見直しということになっております。特に2番目の農業経営収入保険事業につきましては、おめくりいただきまして、2ページ、3ページ目のほうでポイントが載っておりますので、これも簡単に説明いたしますと、この収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者ということになります。先ほど申し上げましたように、自然災害だけではなく、市場価格の低下なども含めた収入減少をサポートするという。例えば、契約取引用に保管しておりました米が、倉庫が水害等で被害を受けた場合、そういったものも、この保険の対象となるということでございます。

品目の限定は、基本的にはないということで、キャベツ、トウモロコシ等もオーケーですし、ブルーベリーですとか、そういったものの果樹共済の対象外品目も今回のこの保険では対象になるということです。

農業者ごとに保険期間の基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填するという。ここで、下にちょっと表が載っておりますが、5年間の平均を基準収入といたしまして、収入が減少、9割下回るということですので、1割以上減少した場合につきましては、それを補填するというものでございます。

掛け捨て保険方式と掛け捨てと異なる積立方式、両方で補填するという。ここで、保険料につきましては50%、積立金につきましては75%の国庫補助がされるということでございます。そして、窓口のほうですが、地域の農業共済組合が担当するというところでございます。

一番最後のほうに、収入保険制度を平成31年1月からスタートしますということになっております。中濃地域農業共済組合でも、この規約が改正した後に、ことし7月から8月ごろから加入申請を受け付けまして、12月末に保険料を納付していただきまして、平成31年1月から12月の保険期間を対象とするということで、実際に平成32年の確定申告時で1割以上の被害があった場合について、保証を始めておるということでございます。こうしたものの周知につきましては、既に昨年から郡上市の認定農業者129名ほどいらっしゃるわけですが、その方に対しては、ここにこういう制度が始まりますので青色申告を始めてくださいとか、そういう周知をしておりますし、ことし2月から、各地域で改良組合長会を開いておりますが、そこでも共済組合のほうからパンフレット等を配らせていただいておりますし、共済だよりのほうでも、こういったことが始まるというふうな周知はす

るというふうなことをしております。

改正されました法律の概要は以上でございますが、この施行日が30年4月1日となっております。中濃地域農業共済事務組合においても、ことし4月1日から既存の農業共済事業に加えて、この保険事業を開始するというので、今回組合規約を整備するものでございます。組合規格の改正内容につきましては、もう一度議案のほうに戻っていただきまして、新旧対照表について説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

新旧対照表でございますが、改正の内容ですが、まず、組合の共同処理する事務として、第3条中に、「農業災害補償法」という法律名がございますが、これが「農業保険法」に変わったというものでございます。また、「共済事業」に関する事務というふうな部分だけの分が、「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」に関するということで、この農業経営収入保険事業が加わったというのでございます。

13条のほうなんです。組合の経費の支弁の方法を規定しておりますが、その第3項のほうで、「農業災害補償法第127条第1項」というふうな規定がございますが、これが変わって、「農業保険法第168条第1項」というふうになります。

14条の会計のほうでも、「共済事業」というふうな書き方がしてありますが、これが「農業共済事業」というふうに変更するものでございます。

なお、この改正規約の施行でございますが、組合規約の改正につきましては、地方自治法の286条の規定によりまして、構成町村全ての議会の議決後、岐阜県知事の認可を受けることになっておりまして、この認可の施行を30年4月1日から施行することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしく御審議願います。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第32号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号については原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時5分といたします。

(午後 2時53分)

○議長(渡辺友三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時05分)

◎議案第33号から議案第48号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(渡辺友三君) それでは、日程36、議案第33号 平成29年度郡上市一般会計補正予算(第5号)についてから、日程51、議案第48号 平成29年度郡上市病院事業会計補正予算(第2号)についてまでの16議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) それでは、議案第33号からよろしく願いいたします。

議案第33号 平成29年度郡上市一般会計補正予算(第5号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

先ほど議長に御了解をいただきましたので、以降、48号までは一括議題であり、またいわゆる議案の部分が同じ文書でございますので、議案番号と表題部だけ読み上げさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

一般会計の第5号ですが、1枚おめくりいただきますと、総則がありますけれども、平成29年度郡上市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,812万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億304万6,000円とするものでございます。

以下につきましては、今後の審議の機会がございますので、詳細を説明させていただきたいと思っております。ここでの提案につきましては、第1条だけとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案第34号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

おめくりをいただきまして、第1条のところですが、平成29年度郡上市の国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,823万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億417万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ343万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,108万5,000円とするものとさせていただきます。

続きまして、議案第35号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,180万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,206万8,000円とする。

続きまして、議案第36号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,207万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,443万5,000円とする。

続きまして、議案第37号をお願いいたします。平成29年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,797万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,485万7,000円とする。

続きまして、議案第38号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億760万8,000円とする。

続きまして、議案第39号をお願いいたします。平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ347万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,424万7,000円とする。

続きまして、議案第40号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について、お願いいたします。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ648万6,000円とする。

続きまして、議案第41号をお願いいたします。平成29年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ537万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35万8,000円とする。

続きまして、議案第42号です。平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,051万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,434万8,000円とする。

続きまして、議案第43号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,310万9,000円とする。

続きまして、議案第44号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について。

おめくりいただきまして、平成29年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,656万3,000円とする。

議案第45号をお願いいたします。平成29年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第2号）につ

いて。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,122万4,000円とする。

議案第46号をお願いいたします。平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について。

おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,862万1,000円とする。

続きまして、議案第47号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第2号）について。

2枚おめくりをいただきまして、平成29年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ907万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,302万8,000円とする。

補正予算の最後でございますけれども、議案第48号をお願いいたします。平成29年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について。

おめくりをいただきまして、こちらにつきましては、少しちょっと様式が違いますので、第3条以下、ごらんをいただきたいと思います。収益的収入及び支出でございます。こちらと他会計からの補助金、棚卸資産購入限度額、この項目について補正がございます。これは市民病院と国保白鳥病院のものでございまして、市民病院につきましては201万1,000円、国保白鳥病院につきましては915万8,000円、この合計1,116万9,000円の増額補正でございます。

収入のほうでございますけれども、これは市民病院の201万円につきましては、へき地医療拠点病院運営費補助金の増等でございます。こうした国庫等の補助の交付決定によりましての調整がございました。

あと白鳥病院につきましては、3つ事業がありまして、合わせて142万8,000円の減額でございます。また、訪問看護ステーションにつきましては、こちらにつきましては患者数の増に伴いましての増額でございます。1,058万6,000円で、増額でございます。

また、支出のほうですけれども、医業費用における薬品、あるいは診療材料費の決算見込みで、この減を見るということでございます。医業費用のほうで818万9,000円が減額でございますし、そのほか特別損失につきましては、これは過年度分の保険審査請求査定減のこの増のほかに伴う過年

度損益修正損のこれが増加したものでございます。白鳥病院915万円につきましても、同じ内容で
ございます。

以上、補正予算の概要につきまして、議案として提案をさせていただきますので、追って詳細な
資料、またそれぞれの項目におきましての説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしく
お願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました16議案につきましては、会議規則第37条第1項の
規定により、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いをします。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託をいたしました議案第33号から議案第48号
までの16議案については、会議規則第44条第1項の規定により、2月27日午後4時までに審査を終
了するよう期限をつけることにいたしたいと思いをします。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第48号までの16議案につ
いては、2月27日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第49号について（提案説明・委員会付託）

◎議案第50号から議案第70号までについて（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程52、議案第49号 平成30年度郡上市一般会計予算についてから、日程73、
議案第70号 平成30年度郡上市病院事業会計予算についてまでの22議案を一括議題といたします。
説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、まず議案第49号から議案第70号まで議案の上程という
ことで、議案を読み上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第49号 平成30年度郡上市一般会計予算について、議案第50号 平成30年度郡上市国民健康
保険特別会計予算について、議案第51号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計予算について、議
案第52号 平成30年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第53号 平成30年度郡上市介護
サービス事業特別会計予算について、議案第54号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計予算につ
いて、議案第55号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第56号 平成30年度郡
上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第57号 平成30年度郡上市鉄道経営対策
事業基金特別会計予算について、議案第58号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算につ
いて、議案第59号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第60号 平成30
年度郡上市工業団地事業特別会計予算について、議案第61号 平成30年度郡上市大和財産区特別会

計予算について、議案第62号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第63号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第64号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第65号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第66号 平成30年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第67号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第68号 平成30年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第69号 平成30年度郡上市水道事業会計予算について、議案第70号 平成30年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、おめくりをいただきまして、当初予算の総括表に基づいて予算案のお示しをさせていただきたいと思っております。総括表はございますでしょうか。どちらの予算書の1枚めくっていただいたところにも総括表が載せてございます。見やすいのは、A3の縦長のほうだというふうに思います。よろしく願いいたします。一番上のところで区分がありますけれども、ここにおきましての会計名を読み上げさせていただきます。

それから、平成30年度、この予算額、こちら1,000円単位でございます。そして、1つ飛びまして、増減額、こちらを読み上げさせていただきます。こちらも1,000円単位でございます。それから、対昨年比の増減率が、これはパーセントでございます。

それでは、よろしく願いいたします。

一般会計281億7,700万円、9億4,500万円の減、3.24%の減でございます。国民健康保険特別会計46億3,989万9,000円、こちらにつきましては11億6,023万円の減でございます。20%の減となっております。国民健康保険特別会計直営診療施設勘定4億7,006万7,000円、2,028万6,000円の減でございます。4.14%の減。簡易水道事業特別会計につきましては、水道事業会計のほうに統合ということで、30年度におきましては皆減でございます。下水道事業特別会計23億9,854万8,000円、4,348万5,000円の増でございます。1.85%の増。介護保険特別会計43億4,404万4,000円、1億4,087万2,000円、3.35%の増です。介護サービス事業特別会計7億3,840万8,000円、2,549万8,000円の増でございます。3.58%。ケーブルテレビ事業特別会計、こちらにつきましては一般会計のほうに今回統合をさせていただくということで、予算につきましては一般会計のほうで計上をさせていただきます。皆減でございます。駐車場事業特別会計409万9,000円、13万円、3.28%の増。宅地開発特別会計573万4,000円、前年度と同額でございます。青少年育英奨学資金貸付特別会計4,054万2,000円、670万9,000円、19.83%の増でございます。鉄道経営対策事業基金特別会計88万2,000円、5,000円、0.57%の増です。後期高齢者医療特別会計5億9,470万1,000円、1,118万3,000円、1.92%の増でございます。小水力発電事業特別会計3,202万9,000円、1,784万2,000円、125.76%の

増でございます。工業団地事業特別会計につきましては、皆増でございます。新設する特別会計でございます。3億5,410万1,000円でございます。大和財産区特別会計1,200万円、673万円、35.93%の減です。白鳥財産区特別会計835万2,000円、272万6,000円、24.61%の減です。牛道財産区特別会計1,533万2,000円、158万6,000円、9.37%の減でございます。石徹白財産区特別会計3,832万円、361万9,000円、10.4%の増です。高鷲財産区特別会計3,848万9,000円、741万5,000円、23.86%の増でございます。下川財産区特別会計505万3,000円、36万4,000円、6.72%の減でございます。明宝財産区特別会計2,670万円、520万円の増でございます。24.19%の増。和良財産区特別会計985万3,000円、361万8,000円、58.0%の増でございます。

以上、特別会計の合計と一般会計の合計をいたしまして、30年度は419億5,415万3,000円、29億8,654万円の減でございます。6.65%の減の率でございます。

続きまして、企業会計ですけれども、水道事業会計、収益事業会計の収益的収支のほうからお願いをいたします。12億6,912万1,000円、9億6,083万2,000円、311.67%の増でございます。これは簡易水道事業特別会計のここへ統合でございます。大きな伸びとなっております。資本的収支のほうも同じでございますが、10億1,895万円、6億2,859万6,000円、161.03%の増です。病院事業会計につきましては、収益的収支が43億5,162万5,000円、3,123万9,000円、0.72%の増です。資本的収支につきましては7億9,041万8,000円、1億1,829万4,000円、17.60%の増ということでございます。全体合計いたしますと、総合計、一番下の欄ですが、493億8,426万7,000円、対前年比で12億4,757万9,000円の減、パーセントでいきますと、2.46%の減ということになります。

以上、全会計につきまして、予算案の総額のところのお示しをさせていただきました。

既にお配りをさせていただいておりますけれども、予算関係につきましての参考資料の中でさまざまな資料の添付をしております。今後の予算特別委員会の中で詳細な説明の機会を持たせていただきたいと思います。

また、事業概要説明一覧表につきましても、それぞれの事業ごとに説明をつけてございます。こちらにつきまして、特別会計、企業会計も含めまして詳細な説明をさせていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました22議案のうち、議案第49号については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することにいたします。

なお、議案第49号に係る質疑は予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

議案第50号から議案第70号までの21議案についての質疑は、会期日程に従い、改めて行います。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託をいたしました議案第49号については、会議規則第44条第1項の規定により、3月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけること

にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号については、3月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第71号及び議案第72号について(提案説明)

○議長(渡辺友三君) 日程74、議案第71号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定についてと日程75、議案第72号 やまと総合センターの指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長(下平典良君) それでは、議案第71号を説明させていただきます。

議案第71号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市和良農林産物生産施設。2、指定する団体、郡上市和良町横野919番地、有限会社和良農産。3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)でございます。

1ページおめくりいただきますと、現在の指定管理者施設台帳が載せております。本施設でございますが、郡上市和良町横野地内に平成11年、国の農業構造改善事業を活用して整備したものでございます。

当初は健康食品の原料となるアガリクスタケを主体に生産しておりましたが、平成18年2月ごろ他社製品から発がん性が検出されるなどしまして、全国的にアガリクスタケブームが終息したため、現在では菌床シイタケやキクラゲなどのキノコを主体に生産しております。

施設の運営でございますが、施設運営は、当初和良村が出資しました有限会社アガリクスファームという名称の第三セクターで行っておりましたが、同社は、平成18年5月に社名を、先ほど申し上げましたアガリクスタケブームが終息したこともございまして、有限会社和良農産に変更いたしました。さらに、平成19年4月には、行政改革の観点から第三セクターを解消しまして、現在に至っております。

施設の指定管理者でございますが、自治法の改正によりまして、指定管理者制度が発足いたしました平成18年度から3年ごとの期間更新を経まして、継続して、現在の有限会社和良農産が指定を受けております。今回、平成30年3月末をもちまして4回目の指定管理期間が満了するため、管理

運営実績がございます同社へ引き続きことし4月1日から3年間指定管理者を指定しようとするものでございます。

また、本施設でございますが、利用料金を指定管理者の収入といたします利用料金制度は適用しておりません。年間225万6,000円の利用料金は市へ納入するということになっておりまして、今現在、今年度分までの施設利用料は全て納入済みとなっております。

以上、よろしく御審議願います。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、議案第72号 やまと総合センターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求め。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、やまと総合センター。指定する団体、郡上市大和町剣94番地8、特定非営利活動法人スポーツフラッグG。指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）でございます。

1枚おめくりをいただきますと、こちらの施設のほうの管理台帳のほうがついてございますが、このやまと総合センターにつきましては、平成26年までは郡上市が直営ということで扱ってございましたが、27年、28年、そしてこの29年度、3年間の指定管理ということで、スポーツフラッグGというところに指定管理をいたしました。

その結果でございますが、26年度、直営でありましたときの最新の利用者数でございますが、合計で3万6,390人ございましたが、27年度の利用者数4万1,275人、平成28年度の利用者数4万1,223人ということで、いずれも26年度、直営でございましたときより約5,000人ほど利用者のほうがふえております。

特に、総合スポーツセンターほどの規模はございませんが、トレーニング室というのも備えておりまして、平成26年度のトレーニング室の利用者が7,876人ございましたが、平成28年度は1万659人、それから会議室のほうの利用につきましても、平成26年度836人が平成28年度1,749人ということで、非常に利用増ということに努めとっていただきます。こちらのほうのスポーツフラッグGにつきましては、このやまと総合センターを拠点といたしまして自主事業の展開をしとっていただきます。

なお、このスポーツフラッグGにつきましては、この団体は、大和地域唯一の総合型地域スポーツクラブでございます。総合型地域スポーツクラブと申しますのは、地域住民により、自主的、主体的に運営されて、地域住民に開かれた公益を目指した経営意識を有する非営利的な組織でございます。平成26年の3月5日に認定を受けております。さまざまなスポーツの専門的知識、あるいは有資格者を有しておりまして、多様化する住民ニーズに合った積極的な事業展開をこれまでもし

てこられまして、今後もその活動が期待できるということで、改めまして平成30年からの指定管理、引き続きましてスポーツフラッグGをお願いをしたいという内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従いまして、改めて行います。

◎議案第73号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程76、議案第73号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第73号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきますと、本文の表紙がございます。1つ目が、今回の変更でございますけど、辺地名が郡上北部辺地で、4次の変更となっております。辺地の期間は、平成27年度から31年度まででございます。

1枚おめくりいただきますと、変更後の本文がございます。これは本文でございますので、別途参考資料としてつけておりますので、参考資料のほうもごらんになりながら、変更になった箇所等を説明させていただきたいと思っております。

辺地の計画の変更の議会の承認でございますけど、計画期間内におきまして施設ごと、事業ごとに辺地対策事業債の予定が超えるような変更、あるいは施設等を新たに追加する、そういった場合につきましては、議会の変更を得た上で、総務大臣のほうに報告する、進達するということになっておりますので、そういったところの変更でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、北部辺地でございますけど、参考資料の1ページ目を見ていただきますと、左側のほうに変更前、それから右側の欄に変更後ということで書いてございまして、行のところにつきましては、まず道路事業のところを書いてございまして、事業費、それから財源内訳、辺地対策事業債の予定額というふうに、変更前、変更後となっております。変更後のほうを読ませさせていただきまして、辺地の増減等も含めて読ませさせていただきたいと思っております。

まず、道路につきましては、事業費が7億9,522万7,000円ということで、辺地の増減はございません。林道につきましては3億7,985万2,000円ということで、1,050万円の辺地債の減額でございます。農道につきましては、5,350万円ということで、増減はゼロでございます。自動車につつま

しては445万円のところで、30万円の増、飲用水供給施設につきましては12億9,556万円ということで、1,540万円の減となっております。下水処理施設につきましては下段でございますけど、1億1,384万7,000円ということで、2,420万円の増でございます。消防施設につきましては3,954万7,000円、250万円の増でございます。除雪機器につきましては3,000万円ということで、1,090万円の減、用水路につきましては750万円ということで、増減ございません。合計で27億1,948万3,000円ということで、辺地全体では980万円の減ということになっております。

この次の2ページを見ていただきますと、それぞれ施設名ごとの路線名等も勘案しまして、その路線名ごとの変更後の事業費、それから辺地債の増減の明細が載っておりますので、よろしく見ておいていただきたいというふうに思っております。

内容につきましては、例えば真ん中あたりに、3ページの吠線改良工事というところの変更前がゼロでございますけど、変更後に9,750万円ということで、これは新規に追加になったというようなどころでございますし、他のところにつきましても、事業精算による変更等々で、それぞれの増減が記載してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、本文、めくっていただきまして4ページでございますけど、西部辺地でございます。西部辺地につきましても、変更後の事業名、それから辺地額の辺地債の増減を読まさせていただきますと思います。

道路につきましては4億3,136万9,000円で増減はございません。林道は7,439万8,000円ということで、800万円の減額でございます。飲用水供給施設につきましては9億2,559万8,000円ということで、120万円の増でございます。下水処理施設につきましては3,066万7,000円ということで、62万円の減、消防施設につきましては592万2,000円ということで、230万円の減でございます。西部辺地全体につきましては、事業費としましては14億6,795万4,000円ということになりまして、辺地債につきましては972万円の減ということになっております。

5ページを見ていただきますと、ただいま申しました施設ごとの路線名ごとの増減が載っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、本文の7ページでございますけど、南部辺地でございます。

南部辺地につきましても、変更後の事業費としましては、道路につきましては11億400万7,000円ということで、辺地債の増減はございません。林道につきましては1億1,399万7,000円ということで、1,290万円の辺地債の増、電気通信事業としまして3,162万7,000円ということで、80万円の増でございます。下水処理施設につきましては2,037万9,000円と、96万円の減、消防施設につきましては403万2,000円で、増減はございません。用水路につきましては780万円ということで、増減なし。ため池につきましても900万円ということで、辺地債の増減はございません。合計としまして12億9,084万2,000円の事業費で、辺地債としましては1,274万円の増額の計画変更ということにな

っております。

7ページを見ていただきますと、南部辺地それぞれの事業ごとの変更についての明細がございますので、ごらんいただきたいというふうに思っています。

なお、全体の辺地事業、全体図でございますけど、図面をつけておりまして、事業の内容、あるいはその事業箇所等について図示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。この色分けにつきましては、29年度以前の事業、30年度事業、31年度事業と、それぞれ色分けがされておりますので、これを参考にさせていただきたいというふうに思っています。

以上が今回の4次変更にかかわる計画変更ということでございますので、どうぞよろしく議決をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第73号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、採決を行います。

議案第73号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号については原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第74号について（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程77、議案第74号 財産の無償譲渡について（高鷲板橋集会所及び敷地）を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第74号をお願いいたします。

財産の無償譲渡について（高鷲板橋集会所及び敷地）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、建物、所在地が郡上市高鷲町ひるがの2375番地867、構造、木造平屋建て、床面積151.78平方メートルでございます。

土地は3筆ありまして、同じく、同じ地番のところ、高鷲町ひるがの2375番867、こちらが宅地、555.75平方メートル、次が2375番の868、こちらも地目は宅地でございます。地積が196平方メートル。もう一つが、同じ地番の中で高鷲町ひるがの2375番813ということで、こちらの地目は公衆用道路となっております。地積は79.00平方メートルということでありまして。譲渡の相手方、高鷲町ひるがのひるがの自治会でございます。認可地縁団体でございます。譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るため。

それでは、おめくりいただきますと、集会所等の管理台帳に明細が載っております。

また、裏面を見ていただきますと、字絵図、また航空図面が資料として載せてございます。

まず、集会所の施設ですけれども、こちらにつきまして、まず受け皿となる団体は、認可地縁団体としては、ひるがの自治会でございますが、実際は、この東海北陸道で分かれておりますので、板橋地区、この集会所のあるところ、ここの戸数として25戸というふうに書かせていただいております。

なお、ひるがの地区には、別途集会所があるわけでございます。

それで、施設の設備ですが、これ木造で、会議室、調理室、トイレがあります。建設年度は平成2年、敷地面積は、先ほどの3筆合わせますと830.75平方メートルで、市有地であります。建物の耐用年数は26年ということでありまして、平成2年に過疎対策事業債を活用し、また県の振興補助金をいただいて、高鷲村の時代に整備されたものでございます。

それで、裏面見ていただきますと、先ほど実は公衆用道路というのがあるわけですけれども、こちらにつきましては東海北陸自動車道の道路の整備の関係で、一部集会所の近くのところで手当てをすべきところがありまして、そちらで、事業主体のほうで整形をしてもらったということでありまして、現在も地目は公衆用道路ということで、法務局の見解では、公衆用道路として払い下げすることについては、別に問題がないというふうな、了とされるということを聞いてございます。

こういう形で、実質は板橋地区で御利用いただくということになりますけれども、ひるがの自治会、認可地縁団体に対しての払い下げという形で、無償譲渡をさせていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第75号及び議案第76号について（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程78、議案第75号 市道路線の廃止についてと日程79、議案第76号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、議案第75号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号、1—0433、生屋区内1号線、区間は、起点が郡上市八幡町小那比字反戸坂から、郡上市八幡町小那比字古ソノまででございます。

それと、もう一路線、1—1633、小那比東部区内2号線、郡上市八幡町小那比字ウルシカ谷から、郡上市八幡町小那比字ウルシカ谷まででございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料をつけさせていただいておりますが、これも一枚めくっていただきまして、2ページ目のところでございます。市道の廃止でございますが、生屋区内1号線の廃止、また新たに認定するものでございますが、この路線につきましては、市道生屋線の新設に伴いまして、道路改良により起点が変更となるために、対象路線を一旦廃止しまして、区間を短縮しまして、再度認定するものでございます。廃止の路線としては、こちらごらんのとおりでございます。

認定になりますと、この起点の位置が少し右側へずれてまして、少し短縮されるということがございます。ここの部分を拡大したものが、その右側の3ページ目でございますが、市道の廃止路線、この点線の部分が廃止をする路線でございます。廃止をした後、新たに認定する部分が、この下の段でございますが、起点が八幡町小那比字滝尻1333番3の地先からということで、延長では約151メートルほど短くなります。こちらの市道のこの生屋線が整備された関係で、こちらの旧の道路は使わなくなりますし、生屋の旧橋も撤去という形になりますので、こちらのほうになるということでございます。

市道の廃止がもう一カ所ございます。左の4ページ目でございますけれども、小那比東部区内2号線でございます。

こちらのほうは、同じく市道生屋線が改良されたことによりまして、この起点、八幡町小那比字ウルシカ谷から、ここの中を通っております約40メートルの延長の市道の分でございますが、こちらのほうは不要となるため、廃止をいたすものでございます。

それから、続きまして、議案第76号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。
平成30年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号、1—0433、路線名が生屋区内1号線でございます。起点が郡上市八幡町小那比字滝尻から、八幡町小那比字古ソノまででございます。

こちらは、先ほど御説明しましたとおり、参考資料の、戻っていただいて2ページ目のところですが、短縮した形で新たに認定するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従いまして、改めて行います。

◎議報告第1号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程80、議報告第1号 諸般の報告（議員派遣の報告）。

議員派遣報告書が別紙の写しのおり提出されましたので、お目通しいたき、報告にかえます。

◎議報告第2号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程81、議報告第2号 諸般の報告。

例月出納検査の結果が監査委員より別紙写しのおり提出されましたので、お目通しいたき報告にかえます。

◎議報告第3号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程82、議報告第3号 諸般の報告。

定期監査の結果が監査委員より別紙写しのおり提出されましたので、お目通しいたき報告にかえます。

2月16日までに受理いたしました請願は、お手元に配付いたしましたので、文書表のおり、総務常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでございました。

（午後 4時05分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 山 田 忠 平